

附属資料

目 次

頁

附属資料 1	論点整理表.....	1
附属資料 2	資料編.....	9
(1)	公共サービス提供組織の主な制度改正等の経緯.....	9
(2)	公共サービス提供組織の組織制度.....	21
(3)	公共サービス提供組織の会計・情報開示.....	53
(4)	公共サービス提供組織のガバナンス・コード.....	59
(5)	ニュージーランドにおける規模別会計・開示基準.....	63

附属資料 1
 論点整理表

課題 No.	公共サービスの特徴 (第Ⅱ章 3.)	ガバナンス上の課題 (第Ⅲ章 1.)
1	重層的なプリンシパル・エージェント関係の存在	・ステークホルダー間の利害調整・ガバナンスへの参画が困難 ・情報の非対称性(エージェント側の情報量>プリンシパル側の情報量) ・エージェント (各組織) を監視するコスト ・長期的な成果目標と短期的な成果目標の整合
2	公共サービスに対する政府による規制の存在 ①：供給量・価格の決定プロセスにおいてサービス提供者の関与が限定的 ④：最低限の品質を確保 (参入規制)	・市場競争が生じない (又は限定的である) ため、原価低減・生産性の向上に関する積極的なインセンティブが機能しづらい ・サービスの規制に必要な情報を、規制機関に提供しない可能性がある
3	政府による規制の存在 ②: 自然独占性・非競合性 (非代替性)	・代替サービスが乏しいため、受益者はサービスに不満があっても受け入れざるを得ない。
4	政府による規制の存在 ③：税制上の優遇措置	・補助金と同様の効果がある一方、個別組織は優遇を受けた金額やその効果について、プリンシパル (国民) に対する説明を必ずしも求められない
5	多様な財源種類による資金提供者の存在①	融資・株式による出資等がない場合、資金提供者による規律付けが弱い傾向
6	多様な財源種類による資金提供者の存在②	税財源の補助金等について、資金配分機関が資金使途の適正性を検査している。検査手法が機関ごとに区々であるため、むしろ業務の非効率を生じさせている懸念
7	多数の直接的又は間接的なサービス受益者の存在	・サービス受益者がどの組織からサービスを受けるかを選択できる場合、受益者からの選択により、一定程度の規律付けが働くものの、個々のサービス受益者による規律付けが働きづらい傾向 ・非排除性を有するサービス (フリーライダー)、直接的なサービス受益者が事前に特定できない場合、サービス受益者からの規律付けが働きづらい

対応する課題 No.	ガバナンスの在り方 (第Ⅴ章)	今後の検討課題 (第Ⅵ章)
1、3、13	1. 政府・政府関連組織 (1) 規制、(2) 支援 ・サービスの供給量・価格・品質に関する規制・監督のバランス ・環境変化に対応した規制の適時の見直し ・公共サービスの担い手、公共サービス提供組織の経営人材の育成	
2	4. 情報開示 (1) 成果情報の測定と開示②有効性と効率性・生産性の測定・開示 測定した生産性・効率性を開示することで、ステークホルダーからの規律付けが働き、生産性・効率性を高めてサービスを提供しようとするインセンティブが生じることが期待できる	2. 成果情報の測定・開示
3	1. 政府・政府関連組織 (1) 規制 ・サービスの供給量・価格・品質に関する規制・監督のバランス ・需給の一致、価格水準の調整 4. 情報開示 (1) 成果情報の測定と開示④開示情報に基づく評価とステークホルダーとの対話 ・ステークホルダーからのフィードバックを受領し、サービス・情報ニーズを把握することで、サービスと情報開示レベル両方を向上させる	2. 成果情報の測定・開示
4	3. 公共サービス提供組織 (3) 公金受入組織としてのアカウンタビリティの履行 公共サービス提供組織が受けている補助金、租税特別措置について財務情報として開示すべき	
5	1. 政府・政府関連組織 (1) 規制 2. その他の外部ステークホルダー	
6	2. その他の外部ステークホルダー (3) 資金配分機関 ・全ての資金配分機関に共通の資金使用及び検査ルールを導入 (資金使用基準の簡素化含む) ・公共サービス提供組織のガバナンスの状況を踏まえた配分手法の導入	
5、7	2. その他の外部ステークホルダー (1) メディア等 ・サービス受益者と公共サービス提供組織の間の情報の非対称性を埋め合わせる (制度理解の促進、複数組織からの情報の収集と分析) ・多数のサービス受益者の声を集約し、世論を形成、公共サービスの制度そのものを変革する力を生み出す	

課題 No.	公共サービスの特徴 (第Ⅱ章３.)	ガバナンス上の課題 (第Ⅲ章１.)
8	社会的公平性の観点から特定の者や地域社会に提供される場合がある	応益負担ではなく応能負担から生じる公平性に関する課題 (提供原価・対価の収受状況が開示されていない場合は不公平感が生じる)
9	公共サービス・非公共サービスを複合的に提供する場合がある	― (今後の検討課題として整理)
課題 No.	組織特性 (第Ⅱ章４.)	ガバナンス上の課題 (第Ⅲ章２.)
10	組織目的の明確化①	【政府関連組織】組織目的は政府が定めるものの、政府関連組織と政府が渾然一体となっており、政府関連組織に都合のよい目的・目標が設定されてしまうおそれがある (プリンシパル・エージェント間の緊張関係が存在しない：規制の虜)
11	組織目的の明確化②	【営利】公共性に配慮しつつ収益の最大化を求められる 【民間非営利】組織の財務的持続性と公共性の調和を求められる
12	組織目的の明確化③	【民間非営利】目的設定における自由度は高いが、設定した組織目的の達成状況を示す仕組みがなく、業績評価が実施されない
13	責任あるステークホルダーの参画	【民間非営利】組織の所有者が制度上存在しないため、組織ガバナンスの担い手を定義できない (想定されるステークホルダーごとに課題を検討。責任あるステークホルダーたり得るのは規制・監督機関と広域連携組織)
14	経営資源の確保①	【共通】小規模組織において、ガバナンスを機能させるための経営資源 (経営人材等) が不足している
15	経営資源の確保②	【政府関連組織】経営資源が措置されるものの、必要最低限であるため、経営資源の有効活用や生産性向上、創意工夫に支障がある
16	経営資源の確保③	【民間非営利・営利】経営資源は国等からは措置されず、自ら確保する必要がある

対応する 課題 No.	ガバナンスの在り方 (第Ⅴ章)	今後の検討課題 (第Ⅵ章)
8	４．情報開示(1)成果情報の測定と開示④開示情報に基づく評価とステークホルダーとの対話 ・制度設計への理解 (公共サービスである理由、サービス原価の負担関係の決定、政策との関係性) ・参加型ガバナンスを実現するための成果情報の開示	２．成果情報の測定・開示
9	― (今後の検討課題として整理)	６．複合的にサービスを提供している組織のガバナンス
対応する 課題 No.	ガバナンスの在り方 (第Ⅴ章)	今後の検討課題 (第Ⅵ章)
10	１．政府・政府関連組織(1)規制 ・市場化テスト ・サンセット方式 (組織を時限設置とし、一定期間ごとに存続させるかどうかを検討する)	１．収益性と公共性の両立 ３．持続可能性の観点
11	１．政府・政府関連組織(1)規制 精度の高いサービス需要・供給能力を各提供組織が規制・監督機関に情報提供することで、サービスに対する需給を合致させる ・電力 → 広域調整の仕組み ・医療 → 医師数の確保、病床数の管理	１．収益性と公共性の両立 ３．持続可能性の観点
12	３．公共サービス提供組織(1)組織目的の達成状況を評価可能な行動計画の策定 行動計画 (学校法人では改正私学法により制度としては導入済み) を作成し、組織目的の達成度 (有効性) を各組織自らが評価する	
13、16	１．政府・政府関連組織(2)支援 ・経営支援 (公共サービスの担い手、公共サービス提供組織の経営人材の育成、調達の合理化、資金調達) ・統廃合に関する技術的支援 ・組織の枠を超えた共同購買、共同資金調達・運用	
13、14、16	２．その他の外部ステークホルダー(2)広域連携組織 広域連携組織 (地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人等) により経営資源の不足を補う	５．組織風土・人材育成
15、22	４．情報開示(1)成果情報の測定と開示①財務的成果の分析と説明、②有効性と効率性・生産性の測定・開示 ・収益費用の差額分析 (差額の発生要因を分析し、経営努力によるものとそれ以外の要因に分解して説明する) ・MD&A 情報の充実による財務的成果の正当性説明	
14～16	３．公共サービス提供組織(2)公共サービスの提供に適した経営規模の確保 ・組織の生産性向上により余剰資源を生み出し、公共サービスの担い手に還元する。還元することにより新たな人材を引き付ける ・なお資源確保が困難な場合は組織統合による規模拡大も検討する	

課題 No.	組織特性（第Ⅱ章４．）	ガバナンス上の課題（第Ⅲ章２．）
17	情報開示と透明性①：比較可能性	【共通】 ・同種の公共サービスを提供する場合の比較可能性が損なわれている 【政府関連組織、民間非営利】 ・各組織類型内において、会計上の原則（資産負債の定義、認識・測定ルール等）に大きな差異はないはずであるのに、組織制度と会計基準が紐づいており、会計基準が多数制定されている ・開示プラットフォームが整備途上であり、情報のアクセス・開示情報の比較分析が困難
18	情報開示と透明性②：規模に応じた開示基準	【政府関連組織・民間非営利】規模の大小にかかわらず、同じ開示ルールが適用されている（開示：金商法・会社法）
19	情報開示と透明性③ 成果情報の開示：マクロレベルとミクロレベル	ミクロレベルの成果情報を整理・分解・集計して、マクロレベルの成果情報を測定・開示できず、マクロレベルの成果情報の測定は統計情報となっているが、マクロレベル（政府統計等）とミクロレベル（個別組織の財務報告）で測定手法が異なっている
20	情報開示と透明性③ 成果情報の開示 ：生産性の向上	サービス提供量や価格の規制は、サービスの選択による競争が生じにくいため、公共サービス提供組織が生産性を高めるインセンティブが働きづらい
21	情報開示と透明性③ 成果情報の開示 ：有効性	（有効性と効率性・生産性は成果情報の両輪：特に政府関連組織・非営利組織において、有効性と効率性・生産性との両立が課題） 有効性における課題 ・定性情報は組織横断での比較が困難 ・最低限の質を確保するためのサービス提供情報は（参入）規制の一環として把握され、規制機関に報告されるが、必ずしもステークホルダーには開示されていない ・サービス受益者の満足度について確立された測定手法は存在しない（個別組織の規律付けとしては機能しづらい）

対応する 課題 No.	ガバナンスの在り方（第Ⅴ章）	今後の検討課題（第Ⅵ章）
17	４．情報開示(2)会計・開示基準の在り方①会計基準 非営利モデル会計基準による各会計基準間の整合性確保 ４．情報開示(1)成果情報の測定と開示④開示情報に基づく評価とステークホルダーとの対話 ・対話の前提として、情報へのアクセスを容易にするため、EDINET のような開示情報のプラットフォームの整備が重要	４．非営利組織制度の共通化
18	４．情報開示(2)会計・開示基準の在り方②開示基準 規模別会計・開示制度（NZ の例）	
19	４．情報開示(1)成果情報の測定と開示⑤統計情報と財務情報の連携 ・政府統計等において求められる情報について、個別組織の情報収集対象を拡大し、ミクロレベルの集計がマクロの統計情報となるようにする ・財務情報の集計に当たっては、統計上の加工を容易にするため、上場会社における XBRL のような勘定科目体系を企業以外（政府・政府関連組織・民間非営利組織）においても整備する	２．成果情報の測定・開示
2、20	４．情報開示(1)成果情報の測定と開示④開示情報に基づく評価とステークホルダーとの対話 ・測定した成果情報を開示することで、ステークホルダーからの規律付けが働き、生産性を高めてサービス提供しようとするインセンティブが生じることも期待可能 ・開示情報（特に成果情報）に基づく自己評価（PDCA サイクルを回す）、第三者による客観的評価	２．成果情報の測定・開示
21	４．情報開示(1)成果情報の測定と開示②有効性と効率性・生産性の測定・開示 ・有効性と生産性のバランスに配慮した成果目標の設定 有効性：組織目標の達成度合い・満足度 生産性：同種の公共サービス提供組織において、物的生産性の測定と開示	２．成果情報の測定・開示

課題 No.	組織特性（第Ⅱ章４．）	ガバナンス上の課題（第Ⅲ章２．）
22	情報開示と透明性③ 成果 情報の開示 ：効率性・生産性	効率性・生産性における課題 ・インプット・アウトプットの財務的な因果関係が成立しない場合が多い（アウトプット情報は生産量により代替的に測定） ・サービス供給量や価格が規制により定められている場合、生産性情報の開示がない限り、各組織が生産性を高めるインセンティブが働きづらい
23	情報開示と透明性③ 成果 情報の開示 ：成果情報の活用	政策評価・行政事業レビューへの活用 ・政策評価においては、予算額・予算執行額がインプットとして把握されているのみで、行政事業レビューにおけるインプットが網羅的に収集されていない（ロジックモデルが行政事業におけるインプットから作成されていない） ・政策・施策におけるアウトカム達成に向けて、インプットをどのように投入すればよいのかをロジックモデルにおいて辿ることができず、政策目的を達成するためにどのような手段をとればよいのかを導き出せない ・政策評価をする上で収集すべきエビデンスが定義されておらず、EBPMに基づく政策評価の実施が困難
課題 No.	ガバナンス・コード について（第Ⅲ章３．）	ガバナンス・コードの現状と課題（第Ⅲ章３．）
24	ガバナンス・コードの設定状況	・組織制度ごとにコードが設定されている ・一つの組織制度に複数の類似したガバナンス・コードが設定されている組織制度もある ・コードは関係するステークホルダー間で協議され、かつ、透明性をもって作成される必要があるものの、協議の過程が公表されていないものもある
25	ガバナンス・コードの遵守状況とその開示	・一部のコードについては、遵守状況の開示が求められず（→内部規範と同様の位置づけになる）、ステークホルダー等からの規律付けとならない ・遵守状況を開示する場合であっても、「遵守している」という宣言のみとなっている場合がある（遵守根拠とともに開示しないとステークホルダーとの対話にならない）

対応する 課題 No.	ガバナンスの在り方（第Ⅴ章）	今後の検討課題 （第Ⅵ章）
22	４．情報開示(1)成果情報の測定と開示②有効性と効率性・生産性の測定・開示 （測定・開示手法） ・単一組織・単一期間での測定値のみでは分析が不十分 →個別組織単位における趨勢分析が有用 ・組織横断比較：有効性、効率性・生産性の標準的な測定・開示基準や、開示情報を収集・分析可能なプラットフォームが整備することで可能となる ・政策単位での成果測定による政策実施効果の見える化 ４．情報開示(1)成果情報の測定と開示③測定技術の進歩による測定範囲の拡大 ・GHG 排出量情報（外部不経済の定量的測定）	２．成果情報の測定・開示
23	１．政府・政府関連組織(3)政策立案・評価 ・政策評価・行政事業レビューの高度化に向けて、個別の報告主体たる公共サービス提供組織の成果情報を政策評価におけるインプット情報として取り入れていくべき ・政策目的を達成するために個別組織から収集すべきエビデンスを定義し、横断比較可能な共通の情報として整理集計し、EBPM を推進 ・各公共サービス提供組織の成果情報（アウトプット・アウトカム）は、政策目的の達成にどう貢献したかを政府が評価する際のインプット情報として活用されるべき ３．公共サービス提供組織(1)組織目的の達成状況を評価可能な行動計画の策定 ・各公共サービス提供組織が、政府（国・地方公共団体）の政策目的を踏まえて行動計画を策定すべき	２．成果情報の測定・開示
対応する 課題 No.	ガバナンス・コードの在り方（第Ⅴ章）	今後の検討課題 （第Ⅵ章）
24	５．ガバナンス・コードの在り方(1)ガバナンス・コードの設定 ・政府（規制機関）を含む幅広いステークホルダーが設定に関与し、関係者の合意がなされたものとして設定すべきである ・コードの設定過程は広く公表すべきである	
25	５．ガバナンス・コードの在り方(2)ガバナンス・コードの遵守状況の開示 ・コードへの適合状況を開示し、適合状況の説明を基にステークホルダーとの対話を進めるべきである ５．ガバナンス・コードの在り方(3)コード設定主体としての責任 ・コードの策定団体が、対象組織の作成状況・開示状況を調査し、ステークホルダーとの対話を通じてコード自体の改訂を含む改善施策を打つべきである	

附属資料 2 資料編

(1) 公共サービス提供組織の主な制度改革等の経緯

① 公共サービス提供組織の根拠法等一覧

	株式会社	独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人
根拠法 ※ 1	会社法（平成 17 年法律第 86 号） 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）
所管 官庁	法務省 金融庁	総務省	文部科学省	総務省
制 度 に 関 す る 検 討 組 織	会社法 ：法制審議会 金融商品取引法 ：金融審議会	行政改革推進会議	中央教育審議会 大学 分科会 有識者会議	有識者会議
制度上 の適用 が求め られて いる会 計基準	会社法 ：一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行 金融商品取引法 ：一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日）	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（平成 15 年 3 月 5 日）	地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成 16 年 3 月 24 日総務省告示第 221 号）
基準設 定主体	企業会計基準委員会等	独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会	国立大学法人会計基準等検討会議	総務大臣
会計に 関する 検討組 織	企業会計基準委員会等	独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会共同ワーキング・チーム	国立大学法人会計基準等検討会議	地方独立行政法人会計基準等研究会

公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人	
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号） ※ 2	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	根拠法 ※ 1
内閣府	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	所管 官庁
有識者会議	大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 有識者会議	社会保障審議会福祉部会 有識者会議	社会保障審議会医療分科会 有識者会議	制度に 関する 検討組 織
公益法人会計基準（令和 6 年 12 月 20 日） ※ 3	学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）	社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）	医療法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 95 号） ※ 4	制度上 の適用 が求め られて いる会 計基準
内閣府公益認定等委員会	文部科学大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	基準設 定主体
公益法人の会計に関する研究会	学校法人会計基準の在り方に関する検討会（2012 年 8 月～2013 年 1 月、2023 年 6 月～2025 年 2 月 18 日）	社会福祉法人会計基準等検討会	—	会計に 関する 検討組 織

※ 1 以降の資料編における比較表において、「法」とはそれぞれの組織の根拠法を指す。

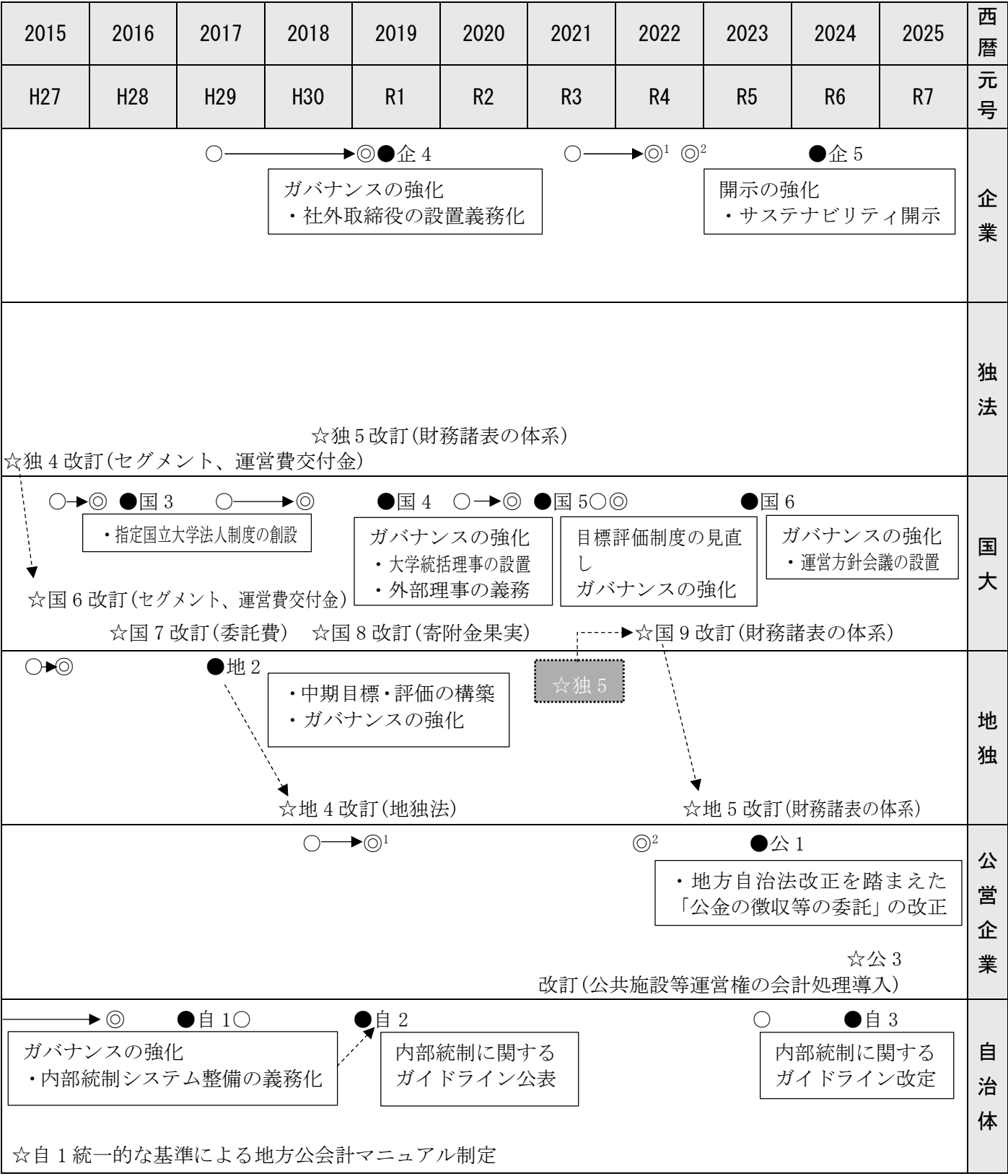
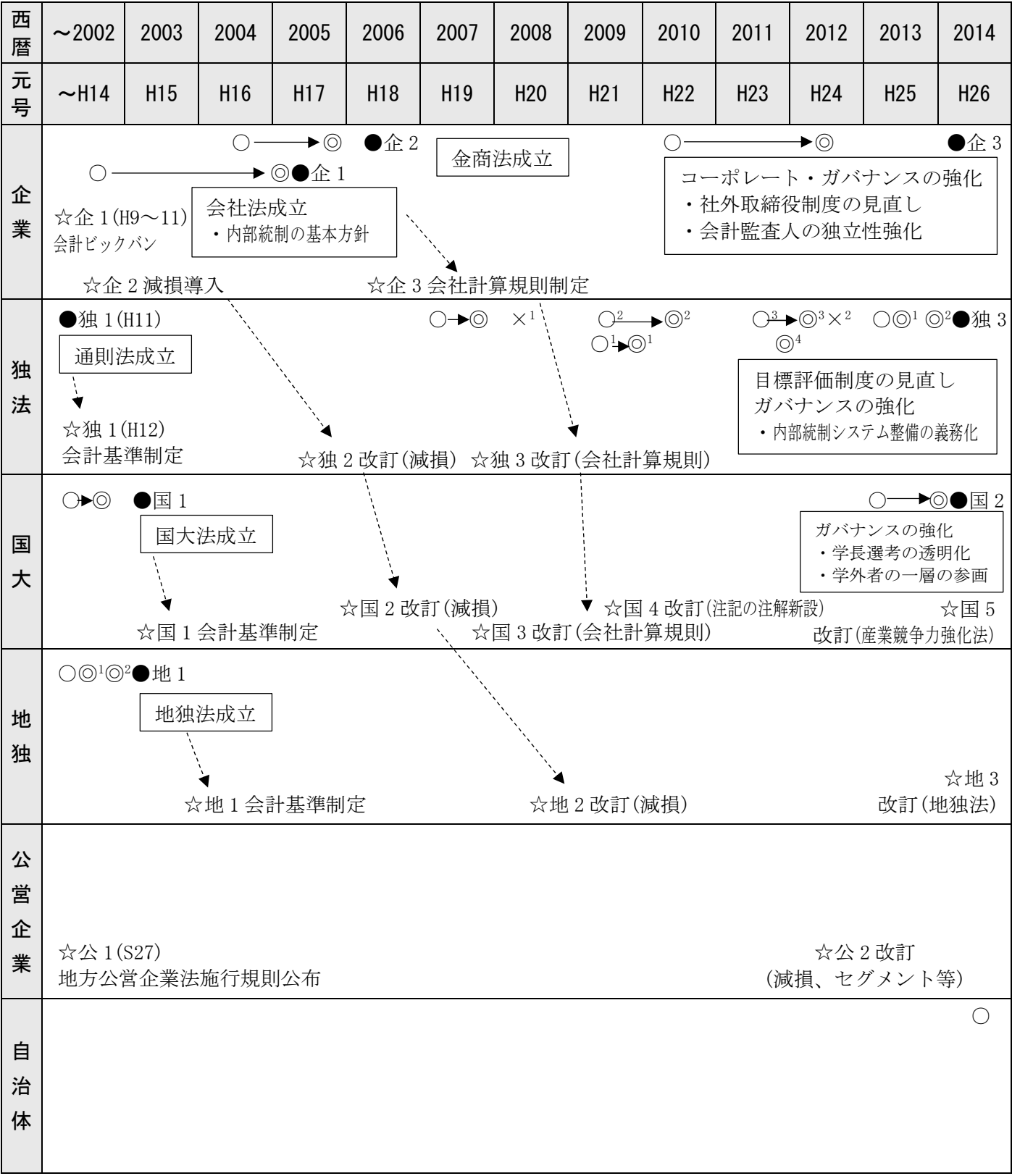
※ 2 公益社団・財団法人は、行政庁の認定を受けた一般社団・財団法人である。そのため、機関設計等は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号、以下「一般法人法」という。）に従う。

※ 3 2025 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から令和 6 年会計基準が適用されているが、2028 年 4 月 1 日前に開始する事業年度までは、従前の平成 20 年会計基準を引き続き適用することができる。

※ 4 医療法人（外部監査を行っている法人は除く）においては、一般に公正妥当と認められる会計の慣行は複数存在する。

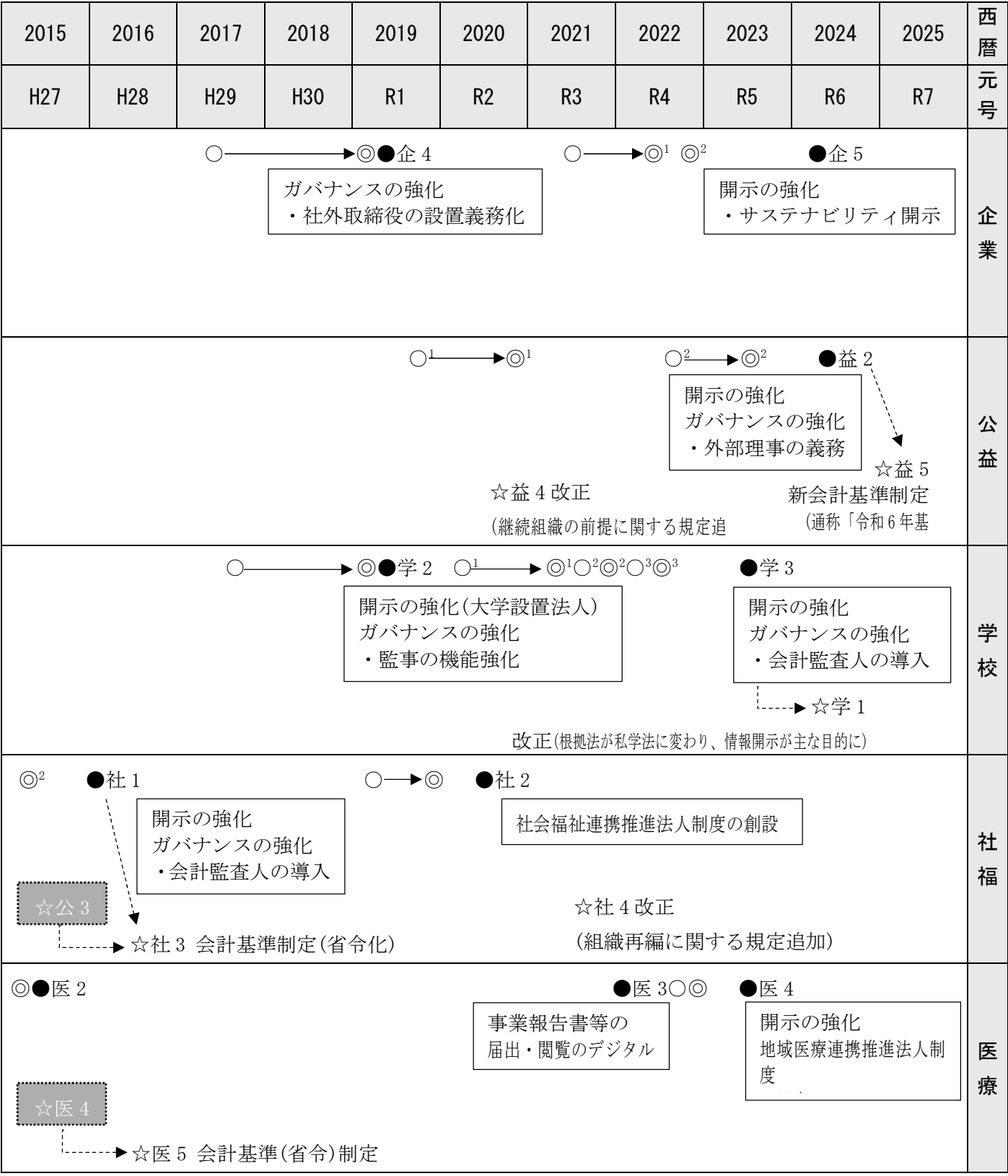
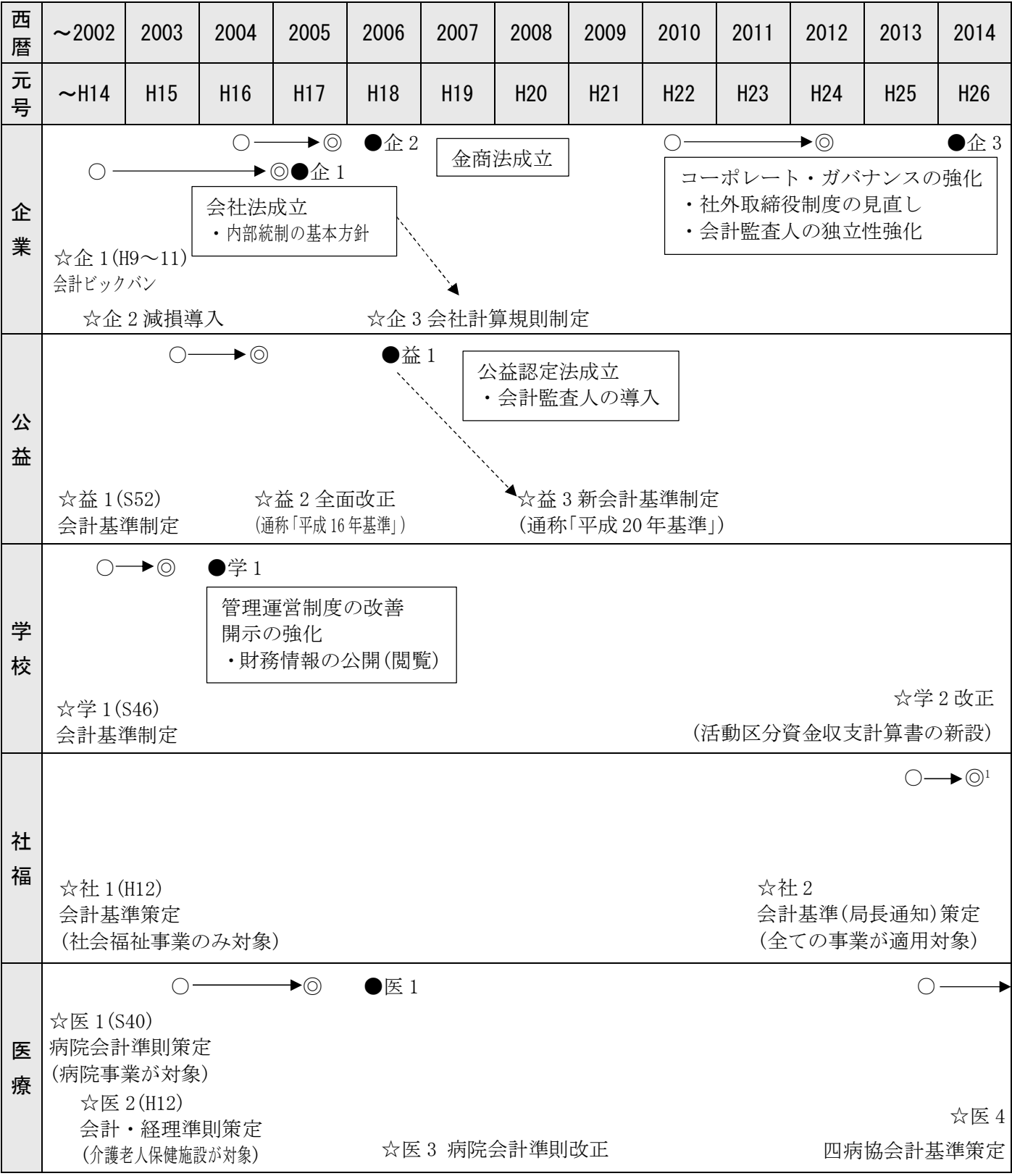
② 政府・政府関連組織の主な制度等の経緯
(主なガバナンス関連の制度及び会計基準改正のみ表示)

○：有識者会議等、◎：有識者会議等の報告書、●：法改正、×：廃案、☆：会計基準等の成立・改正



③ 民間非営利組織の主な制度等の経緯
(主なガバナンス関連の制度及び会計基準改正のみ表示)

○：有識者会議等、◎：有識者会議等の報告書、●：法改正、×：廃案、☆：会計基準等の成立・改正



【企業】

●企１：会社法（平成 17 年法律第 86 号）

○：法制審議会 会社法（現代化関係）部会（平成 14 年～16 年）

◎：会社法制の現代化に関する要綱（平成 17 年 2 月 9 日 法制審議会）

●企２：証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）

○：金融審議会金融分科会第一部会（平成 16 年～17 年）

◎：投資サービス法（仮称）に向けて（平成 17 年 12 月 22 日 金融審議会金融分科会第一部会）

●企３：会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）

○：法制審議会 会社法制部会（平成 22 年～24 年）

◎：会社法制の見直しに関する要綱（平成 24 年 9 月 7 日 法制審議会）

●企４：会社法の一部を改正する法律について（令和元年法律第 70 号）

○：法制審議会 会社法制（企業統治等関係）部会（平成 29 年～31 年）

◎：会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱（平成 31 年 2 月 14 日 法制審議会）

●企５：企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 16 号）

○：金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ（令和 3 年～令和 4 年）

◎¹：金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー

（令和 4 年 6 月 13 日 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ）

◎²：金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告

（令和 4 年 12 月 27 日 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ）

☆企１：（会計ビックバン）

・連結財務諸表制度の見直しに関する意見書（平成 9 年 6 月 6 日 企業会計審議会）

・連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書
（平成 10 年 3 月 13 日 企業会計審議会）

・研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 10 年 3 月 13 日 企業会計審議会）

・退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 10 年 6 月 16 日 企業会計審議会）

・税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 10 年 10 月 30 日 企業会計審議会）

・金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 11 年 1 月 22 日 企業会計審議会）

☆企２：固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会）

☆企３：会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）

【独立行政法人】

●独１：独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

×¹：独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（平成 20 年提出後廃案）

○：行政減量・効率化有識者会議（平成 19 年）

◎：独立行政法人等整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日 閣議決定）

×²：独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（平成 24 年提出後廃案）

○¹：独立行政法人ガバナンス検討チーム（平成 21 年）

◎¹：独立行政法人ガバナンス検討チーム取りまとめ ～NC のガバナンスのあり方について
（平成 21 年 12 月 11 日 独立行政法人ガバナンス検討チーム）

○²：独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会（平成 21 年～22 年）

◎²：独立行政法人における内部統制と評価について

（平成 22 年 3 月 23 日 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）

○³：行政刷新会議 独立行政法人に関する分科会（平成 23 年～24 年）

◎³：独立行政法人の制度・組織の見直しについて ～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～（平成 24 年 1 月 19 日 行政刷新会議 独立行政法人に関する分科会）

◎⁴：独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日 閣議決定）

●独２：独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）

○：独立行政法人改革に関する有識者懇談会（平成 25 年）

◎：独立行政法人改革に関する中間とりまとめ ～行政改革推進会議での中間的整理のために～
（平成 25 年 6 月 5 日 独立行政法人改革に関する有識者懇談会）

◎：独立行政法人改革等に関する基本方針（平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定）

☆独１：独立行政法人会計基準の設定について（平成 12 年 2 月 16 日 独立行政法人会計基準研究会）

☆独２：固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について
（平成 17 年 6 月 29 日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会公企業会計小委員会）

☆独３：独立行政法人会計基準の改訂について（平成 19 年 11 月 19 日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会法制 ・公会計部会公企業会計小委員会）

☆独４：独立行政法人会計基準の改訂について（平成 27 年 1 月 27 日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会）

☆独５：独立行政法人会計基準の改訂について（平成 30 年 9 月 3 日 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会 財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会）

【国立大学法人】

●国１：国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）

○：国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議（平成 12 年～14 年）

◎：新しい「国立大学法人」像について
（平成 14 年 3 月 26 日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）

●国２：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）

○：中央教育審議会 大学分科会（平成 25 年～26 年）

◎：大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）
（平成 26 年 2 月 12 日 中央教育審議会 大学分科会）

●国３：国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 38 号）

○：特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議（平成 27 年～28 年）

◎：指定国立大学（仮称）について【「特定研究大学（仮称）の制度検討のための有識者会議」取りまとめ】（平成 28 年 1 月 13 日 特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議）

●国４：学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）

○：中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会（平成 29 年～30 年）

◎：今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ
（平成 30 年 6 月 28 日 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会）

●国５：国立大学法人法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 41 号）

○：国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議（令和 2 年）

◎：国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ
（令和 2 年 12 月 25 日 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）

- 国 6：国立大学法人法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 88 号）
 - ：世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（令和 3 年）
 - ◎：制度改正に向けた論点整理（令和 3 年 12 月 24 日 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議）

- ☆国 1：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書について（平成 15 年 3 月 5 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 2：固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準の設定及び国立大学法人会計基準の改訂について（平成 17 年 12 月 22 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 3：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（平成 19 年 12 月 12 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 4：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（平成 21 年 7 月 28 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 5：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（平成 26 年 3 月 18 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 6：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（平成 27 年 3 月 10 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 7：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（平成 28 年 2 月 1 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 8：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（平成 30 年 6 月 11 日 国立大学法人会計基準等検討会議）
- ☆国 9：「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について（令和 4 年 2 月 10 日 国立大学法人会計基準等検討会議）

【地方独立行政法人】

- 地 1：地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）
 - ：地方独立行政法人制度の導入に関する研究会（平成 14 年）
 - ◎¹：地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書（平成 14 年 8 月 地方独立行政法人制度の導入に関する研究会）
 - ◎²：構造改革推進のためのプログラム（平成 14 年 10 月 11 日 構造改革特区推進本部）
- 地 2：地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）
 - ：地方独立行政法人制度の改革に関する研究会（平成 27 年）
 - ◎：地方独立行政法人制度の改革に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 地方独立行政法人制度の改革に関する研究会）

- ☆地 1：地方独立行政法人会計基準の設定について（平成 15 年 12 月 19 日 地方独立行政法人会計基準等研究会）
- ☆地 2：「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」等の設定について（平成 20 年 11 月 27 日 地方独立行政法人会計基準等研究会）
- ☆地 3：地方独立行政法人会計基準の改訂について（平成 26 年 3 月 31 日 地方独立行政法人会計基準等研究会）
- ☆地 4：地方独立行政法人会計基準の改訂について（平成 30 年 3 月 30 日 地方独立行政法人会計基準等研究会）
- ☆地 5：地方独立行政法人会計基準の改訂について（令和 4 年 8 月 31 日 地方独立行政法人会計基準等研究会）

【公営企業】

- 公 1：地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）
 - ：第 32 次地方制度調査会（平成 30 年～令和元年）
 - ◎¹：2040 年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告（令和元年 7 月 31 日 地方制度調査会）
 - ◎²：「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日 総務省自治財政局公営企業課長等通知）

- ☆公 1：地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）
- ☆公 2：地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 6 号）
- ☆公 3：地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 2 号）

【地方公共団体（自治体）】

- 自 1：地方自治法改正（平成 29 年法律第 54 号）
 - ：第 31 次地方制度調査会（平成 26 年～28 年）
 - ◎：人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28 年 3 月 16 日 地方制度調査会）
- 自 2：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日 総務省）
 - ：地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会（平成 29 年～30 年）
- 自 3：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（令和 6 年 3 月 25 日 総務省）
 - ：内部統制制度の運用上の課題に関する研究会（令和 5 年～6 年）

- ☆自 1：統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月 23 日 総務省）

【公益法人】

- 益 1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
 - ：公益法人制度改革に関する有識者会議（平成 15 年～16 年）
 - ◎：報告書（平成 16 年 11 月 19 日 公益法人制度改革に関する有識者会議）
- 益 2：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号）
 - ¹：公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（令和元年～2 年）
 - ◎¹：公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）（令和 2 年 12 月 25 日 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議）
 - ²：新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（令和 4 年～5 年）
 - ◎²：最終報告（令和 5 年 6 月 2 日 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議）

- ☆益 1：公益法人会計基準について（昭和 52 年 3 月 4 日 公益法人監督事務連絡協議会申合せ）
- ☆益 2：公益法人会計基準の改正等について（平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- ☆益 3：公益法人会計基準について（平成 20 年 4 月 11 日 公益認定等委員会）
- ☆益 4：公益法人会計基準について（令和 2 年 5 月 15 日 公益認定等委員会）
- ☆益 5：公益法人会計基準（令和 6 年 12 月 20 日 公益認定等委員会）

【学校法人】

- 学１：私立学校法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 42 号）
 - ：学校法人制度改善検討小委員会（平成 14 年～15 年）
 - ◎：学校法人制度の改善方策について（平成 15 年 10 月 10 日 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会）
- 学２：学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）
 - ：学校法人制度改善検討小委員会（平成 29 年）
 - ◎：学校法人制度の改善方策について（平成 31 年 1 月 7 日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会）
- 学３：私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）
 - ¹：学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和 2 年～令和 3 年）
 - ◎¹：学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について（令和 3 年 3 月 19 日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議）
 - ²：学校法人ガバナンス改革会議（令和 3 年）
 - ◎²：学校法人ガバナンス改革会議「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」（令和 3 年 12 月 3 日 学校法人ガバナンス改革会議）
 - ³：学校法人制度改革特別委員会（令和 4 年）
 - ◎³：学校法人制度改革の具体的方策について（令和 4 年 3 月 29 日 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会）

☆学１：学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）

☆学２：学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 15 号）

☆学３：学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）

【社会福祉法人】

- 社１：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）
 - ：社会福祉法人の在り方等に関する検討会（平成 25 年～26 年）
 - ◎¹：社会福祉法人制度の在り方について（平成 26 年 7 月 4 日 社会福祉法人の在り方等に関する検討会）
 - ◎²：社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～（平成 27 年 2 月 12 日 社会保障審議会福祉部会）
- 社２：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）
 - ：社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（令和元年）
 - ◎：社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 報告書（令和元年 12 月 13 日 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会）

☆社１：社会福祉法人会計基準の制定について（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

☆社２：社会福祉法人会計基準の制定について（平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

☆社３：社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）

☆社４：社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 176 号）

【医療法人】

- 医１：良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）
 - ：医療経営の非営利性等に関する検討会（平成 15 年～17 年）
 - ◎：医療法人制度改革の考え方 ～医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人の姿～（平成 17 年 7 月 22 日 医療経営の非営利性等に関する検討会報告）
- 医２：医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）
 - ：医療法人の事業展開等に関する検討会（平成 25 年～27 年）
 - ◎：地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて（平成 27 年 2 月 9 日 医療法人の事業展開等に関する検討会）
- 医３：医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 58 号）
- 医４：全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）
 - ：医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会（令和 4 年）
 - ◎：「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書（令和 4 年 11 月 9 日 医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会）

☆医１：病院会計準則（昭和 40 年 10 月 13 日 医発第 1233 号厚生省医務局医務局長通知）

☆医２：介護老人保健施設会計・経理準則の制定について（平成 12 年 3 月 31 日老発第 378 号厚生省老人保健福祉局長通知）

☆医３：病院会計準則の改正について（平成 16 年 8 月 19 日医政発 0819001 号厚生労働省医政局長通知）

☆医４：医療法人会計基準に関する検討報告書（平成 26 年 2 月 26 日 四病院団体協議会 会計基準策定小委員会）

☆医５：医療法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 95 号）

(2) 公共サービス提供組織の組織制度

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
組織類型		・中期目標管理法人 ・国立研究開発法人 ・行政執行法人	・国立大学法人 ・特定国立大学法人	・特定地方独立行政法人	—
				・一般地方独立行政法人	
				・一般型地方独立行政法人	
				・公立大学法人	
				・公営企業型地方独立行政法人	
諮問機関・最高意思決定機関	位置付け	—	経営協議会及び教育研究評議会が必置<法 § 20、21>	【公立大学法人】 経営審議機関及び教育研究審議機関が必置<法 § 77>	株主総会が必置 <法 § 296>
	議決事項	—	—	—	取締役・会計参与・監査役・会計監査人の選任・解任 <法 § 329、339> その他役員関係 <法 § 356、361、379、387、425> 計算書類※ 5 <法 § 438> 事業譲渡・解散・合併 <法 § 467、471、783、795> 定款変更 <法 § 466> 資本取引関係 <法 § 156、160、171、175、180、447、454 等> 等

※ 5 会計監査人設置会社においては、法第 439 条の特則を適用する場合、承認事項ではなく報告事項とすることができる

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		組織類型
・公益社団法人 ・公益財団法人	—	—	・社団 ・財団		
			・医療法人 ・社会医療法人 ・特定医療法人		
社員総会又は評議員会が必置 <一般法人法 § 36、170>	評議員会が必置 <法 § 18>	評議員会が必置 <法 § 36>	社員総会又は評議員会が必置 <法 § 46 の 2>	位置付け	諮問機関・最高意思決定機関
理事・監事・会計監査人の選任・解任 <一般法人法 § 63、70、176>	監事・会計監査人の選任・解任 <法 § 45、48、80、83>	理事・監事・会計監査人の選任・解任 <法 § 43、45 の 4>	理事・監事の選任・解任 <法 § 46 の 5、46 の 5 の 3>	議決事項	
その他役員関係 <一般法人法 § 89、105、113、197、198>	その他役員関係 <法 § 91、92>	その他役員関係 <法 § 45 の 22 の 2、45 の 35>	その他役員関係 <法 § 46 の 6 の 4、47 の 2>		
計算書類※ 6 <一般法人法 § 126、199>		計算書類※ 7 <法 § 45 の 30>	貸借対照表及び損益計算書の承認 <法 § 51 の 2>		
合併・事業譲渡・解散 <一般法人法 § 147、148、201>	【大臣所轄等※ 8】 解散・合併 <法 § 150>	合併・解散 <法 § 46、52、54 の 2、54 の 8>	【社団法人】 解散 <法 § 55>		
定款の変更 <一般法人法 § 146、200>	【大臣所轄等】 寄附行為の変更 <同上>	定款の変更 <法 § 45 の 36>	【社団法人】 定款の変更の決議 <法 § 54 の 9>		
		社会福祉充実計画 <法 § 55 の 2>			
等	等	等	等		

※ 6 会計監査人設置法人においては、法第 127 条又は法第 199 法の特則を適用する場合、承認事項ではなく報告事項とすることができる

※ 7 会計監査人設置法人においては、法第 45 条の 31 の特則を適用する場合、承認事項ではなく報告事項とすることができる

※ 8 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するもの）を指す（以下同じ）。

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
諮問機関・ 最高意思 決定機関	その他 権限等	—	（審議事項） ○経営協議会 ・経営に関する重要事項（中期目標・中期計画）の意見 ・学則・会計規程等の重要な規則の制定・改廃 ・予算の作成・執行・決算 ・組織・運営の状況の自己点検及び評価等） ＜法 \$ 20＞ ○教育研究評議会 ・教育研究に関する重要事項（中期目標・中期計画）の意見 ・重要な規則（学則等）の制定・改廃 ・教員人事の編成に関する方針 ・教育及び研究の状況の自己点検及び評価等） ＜法 \$ 21＞	【公立大学法人】 （審議事項） ○経営審議機関 経営に関する重要事項 ○教育研究審議機関 教育研究に関する重要事項 ＜法 \$ 77＞	—
	報告 事項	—	—	—	事業報告 ＜法 \$ 438＞ （監査役等が会計監査人を解任した場合） 解任した旨及び解任理由 ＜法 \$ 340＞ 等

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
—	（意見聴取） 理事の選任 ＜法 \$ 30＞ 学校法人の業務に係る事項、役員・評議員の報酬 ＜法 \$ 36＞ 寄附行為の変更、解散又は合併の決定 ＜法 \$ 108、109、126＞ （権限） （諮問・議決事項に限らず）役員に対する意見陳述・報告聴取 ＜法 \$ 66＞	—	（意見聴取） 【財団法人】 法人の重要事項（予算、合併等） ＜法 \$ 46 の 4 の 5＞ 寄附行為の変更 ＜法 \$ 54 の 9＞	その他 権限等	諮問機関・ 最高意思 決定機関
事業報告 ＜一般法人法 \$ 126、127、199＞ （監事が会計監査人を解任した場合） 解任した旨及び解任理由 ＜一般法人法 \$ 71、177＞ 等	計算書類、事業報告書 ＜法 \$ 105＞ （監事が会計監査人を解任した場合） 解任した旨及び解任理由 ＜法 \$ 83＞ 等	事業報告 ＜法 \$ 45 の 30、45 の 31＞ （監事が会計監査人を解任した場合） 解任した旨及び解任理由 ＜法 \$ 45 の 5＞ 等	事業報告書、財産目録等 ＜法 \$ 51 の 2＞ 等	報告 事項	

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
諮問機関・最高意思決定機関等の構成員	定数	—	—	—	—
	任期	—	—	—	—
	選任・解任	—	—	—	—
	法人・第三者に対する損害賠償責任	—	—	—	—

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
【財団法人のみ】 三人以上 <一般法人法 §173>	六人以上かつ理事の定数を超える数 <法 §18>	理事の定数を超える数 <法 §40>	【財団法人のみ】 理事の定数を超える数（都道府県知事の認可を受け、理事が二人以下である場合は三人以上） <法 §46 の4 の2>	定数	諮問機関・最高意思決定機関等の構成員
【財団法人のみ】 選任後4年以内（定款で6年以内まで伸長可）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで <一般法人法 §174>	選任後寄附行為をもつて定める期間以内（6年以内）に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで <法 §63>	選任後4年以内（定款で6年以内まで伸長可）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで <法 §41>	定款又は寄附行為の定め <法 §44>	任期	
【社団法人】 社員総会の決議 <一般法人法 §29> 【財団法人】 定款の定め （理事・理事会による評議員の選任・解任は無効） <一般法人法 §153>	寄附行為の定め <法 §61、64>	定款の定め （理事・理事会による評議員の選任・解任は無効） <法 §31、39>	【社団法人】 定款又は寄附行為の定め<法 §44> 【財団法人】 （選任）寄附行為の定め<法 §46 の4> （解任）定款又は寄附行為の定め <法 §44>	選任・解任	
【社団法人】 社員は設立時社員のみ <一般法人法 §23> 【財団法人】 法人・第三者に対する損害賠償責任 <一般法人法 §198>	法人・第三者に対する損害賠償責任 <法 §88、89>	法人・第三者に対する損害賠償責任 <法 §45 の20、45 の21>	【財団法人】 法人・第三者に対する損害賠償責任 <法 §47、48>	法人・第三者に対する損害賠償責任	

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
諮問機関・最高意思決定機関等の構成員	職務・権限・義務	—	—	—	株主総会の招集請求・招集 ＜法 § 297＞
					株主提案権 ＜法 § 303、305＞
					定款・株主名簿・計算書類等の閲覧等 ＜法 § 31、125、433、442 等＞
					取締役・執行役の行為の差止請求権 ＜法 § 360、422＞
					各種訴えの提起 ＜法 § 828、831、833、847、854 等＞
					株式関係 ＜法 § 105、116、210、247、469、785、797、806 等＞
					取締役会の招集請求・招集＜法 § 367＞
					等

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
社員総会（評議員会）の招集請求・招集 ＜一般法人法 § 37、180＞	評議員会の招集請求・招集 ＜法 § 72＞	評議員会の招集請求・招集 ＜法 § 45 の 9＞	社員総会（評議員会）の招集請求 ＜法 § 46 の 3 の 2＞	職務・権限・義務	諮問機関・最高意思決定機関等の構成員
社員提案権（評議員提案権）＜一般法人法 § 43、44、184、185＞	評議員提案権 ＜法 § 75＞	評議員提案権 ＜法 § 45 の 8＞			
定款・計算書類等 等の閲覧等 ＜一般法人法 § 14、129、156、199 等＞	寄附行為等・財産目録等の閲覧等 ＜法 § 68＞	定款・計算書類等の 閲覧等 ＜法 § 34 の 2、45 の 11 等＞	事業報告書等・定款 又は寄附行為の閲覧等 ＜法 § 51 の 4＞		
理事の行為の差止 請求権 ＜一般法人法 § 88、197＞	理事の行為の差止 請求権※ 9 ＜法 § 67＞	理事の行為の差止 請求権 ＜法 § 45 の 16＞	理事の行為の差止 請求権 ＜法 § 46 の 6 の 4＞		
各種訴えの提起 ＜一般法人法 § 264、266、268、278、284 等＞	各種訴えの提起 ＜法 § 33、48、138、等＞	各種訴えの提起 ＜法 § 45 の 4、45 の 12、55 等＞	各種訴えの提起 ＜法 § 49 の 2、49 の 3 等＞		
【財団法人のみ】 善管注意義務 ＜一般法人法 § 172、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 § 61、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 § 38、民法 644＞	【財団法人のみ】 善管注意義務 ＜法 § 46 の 4、民法 644＞		
		利益相反取引の制限 ＜法 § 27＞			
等	等	等	等		

※ 9 監事に理事の行為の差止請求の提起を求める旨の議案が評議員会で否決された場合、又は当該議案が決議後遅滞なく手続きが行われないときに限る。

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
諮問機関・最高意思決定機関等の構成員	特徴的な構成・資格	—	○経営協議会 ①学長 ②学長が指名する理事及び職員 ③前述以外の者で、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの ④大学総括理事（置く場合） 委員の過半数は、③の委員でなければならない <法 § 20>	—	—
			○教育研究評議会 ①学長 ②学長等が指名する理事 ③教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 ④その他教育研究評議会が定めるところにより学長等が指名する職員 ⑤大学総括理事又は副学長（副学長が二人以上の場合には学長が指名する者） <法 § 21>		

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
			【財団法人のみ】 ・医療従事者 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 ・医療を受ける者等 <法 § 46 の 4>	特徴的な構成・資格	諮問機関・最高意思決定機関等の構成員
【財団法人のみ】 当該法人又はその子法人の理事・監事・使用人との兼職禁止 <一般法人法 § 173>	理事・監事との兼職禁止 <法 § 31、46>	理事・監事・職員との兼職禁止 <法 § 40>	理事・監事・職員との兼職禁止 <同上>		
	当該法人の職員・25歳以上の卒業生を含めなければならない <法 § 62>				
	職員である評議員の数が総数の三分の一を超えないこと <同上>				
	役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が総数の六分の一を超えないこと <同上>	各役員・評議員の親族・特殊関係者が含まれてはならない <同上>	【社会医療法人】 社員（評議員）及びその親族・特別関係者が理事総数の三分の一を超えない <法 § 42 の 2>		
	理事又は理事会が選任した評議員の数が総数の二分の一を超えないこと <同上>				

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
理事会／ 取締役会	位置 付け	—	役員会必置 ＜法 \$ 11＞	—	【公開会社等※10】 取締役会必置 ＜法 \$ 327＞
	職務・ 権限	—	中期目標について の意見 文部科学大臣の認 可・承認が必要な事 項 予算の作成・執行、 決算 重要な組織の設置・ 廃止 ＜法 \$ 25＞	—	会社の業務執行の 決定＜法 \$ 362＞ 取締役の職務の執 行の監督＜同上＞ 代表取締役の選定 及び解職＜同上＞ 重要な業務執行（重 要資産の処分等、多 額の借財、重要な使 用人等の選任・解 任、内部統制の整備 等）＜同上＞ 株主総会の議題・議 案の決定 ＜法 \$ 298＞
			等		等
理事長／ 代表取締役	位置 付け	法人の長必置 ＜法 \$ 18＞	学長（又は理事長） ＜法 \$ 10＞	理事長必置 ＜法 \$ 12＞	【取締役会設置会社】 代表取締役の必置 ＜法 \$ 362＞
	職務・ 権限・ 義務	○法人の長 法人を代表し、その 業務を総理する ＜法 \$ 19＞	○学長 法人を代表し、その 業務を総理する ○理事長 国立大学法人を代 表し、その業務を総 理する＜法 \$ 11＞	○理事長 法人を代表し、その 業務を総理する ＜法 \$ 13＞	○代表取締役 会社を代表し、業務 に関する一切の裁 判上又は裁判外の 行為をする権限 ＜法 \$ 349＞
		代理人の選任 ＜法 \$ 25＞	代理人の選任 ＜法 \$ 35 の 2＞		
		個別法で定める他 の役員の任命・解任 ＜法 \$ 20、 23＞	○学長 理事の任命・解任 ＜法 \$ 20＞	副理事長及び理事 の任命・解任 ＜法 \$ 14、 17＞	
		法人職員の任命 ＜法 \$ 26＞		法人職員の任命 ＜法 \$ 20＞	
		等	等	等	等

※10 公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
理事会必置 ＜法 § 5＞	理事会必置 ＜法 § 18＞	理事会必置 ＜法 § 36＞	理事会必置 ＜法 § 46 の 2＞	位置 付け	理事会／ 取締役会
法人の業務執行の 決定 ＜一般法人法 § 90、 197＞	法人の業務執行の 決定＜法 § 36＞	法人の業務執行の 決定＜法 § 45 の 13＞	法人の業務執行の 決定＜法 § 46 の 7＞	職務・ 権限	
理事の職務の執行 の監督＜同上＞	理事の職務の執行 の監督＜同上＞	理事の職務の執行 の監督＜同上＞	理事の職務の執行 の監督＜同上＞		
代表理事の選定・解 職＜同上＞	理事長の選定 （・解職）＜法 § 37＞	理事長の選定・解職 ＜同上＞	理事長の選定・解職 ＜同上＞		
重要な業務執行（重 要資産の処分等、多 額の借財、重要な使 用人等の選任・解 任、内部統制の整備 等）＜同上＞	重要な業務執行（重 要資産の処分等、多 額の借財、重要な職 員等の選任・解任、 内部統制の整備等） ＜法 § 36＞	重要な業務執行（重 要資産の処分等、多 額の借財、重要な職 員等の選任・解任、 内部統制の整備等） ＜同上＞	重要な業務執行（重 要資産の処分等、多 額の借財、重要な職 員等の選任・解任 等）＜同上＞		
社員総会（評議員 会）の議題・議案の 決定 ＜一般法人法 § 38、 181＞	評議員会の議題・議 案の決定 ＜法 § 70＞	評議員会の議題・議 案の決定 ＜法 § 45 の 9＞			
等	等	等	等		
代表理事必置 ＜一般法人法 § 90、 197＞	理事長必置 ＜法 § 37＞	理事長必置 ＜法 § 45 の 13＞	理事長必置 ＜法 § 46 の 6＞	位置 付け	理事長／ 代表取締役
○代表理事 法人の業務を執行 する ＜一般法人法 § 91、 197＞	○理事長 法人を代表し、その 業務を総理 ＜法 § 37＞	○理事長 法人の業務を執行 する ＜法 § 45 の 16＞	○理事長 法人の業務を執行 する ＜法 § 46 の 7 の 2＞	職務・ 権限・ 義務	
法人の業務に関す る一切の裁判上又 は裁判外の 行為を する権限を有する ＜一般法人法 § 77、 197＞		法人の業務に関す る一切の裁判上又 は裁判外の 行為を する権限を有する ＜法 § 45 の 17＞	法人を代表し、法人 の業務に関する一 切の裁判上又は裁 判外の行為をする 権限を有する ＜法 § 46 の 6＞		
			社員総会（評議員 会）の招集 ＜法 § 46 の 3 の 2、 46 の 4 の 3＞		
等	等	等	等		

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
理事／ 取締役	定数	他の役員の名称・定数は個別法で定める ＜法第18＞	理事：各国立大学法人ごとに定められた員数以内 大学総括理事：特別の事情がある場合に設置可 ＜法第10＞	理事：定数は定款で定める ＜法第8、12＞ 副理事長：一人以上（定款で置かないことも可能） ＜法第12＞	【取締役会設置会社】 三人以上 ＜法第331＞
	任期	○法人の長 【中期目標管理法・国立研究開発法人】 任命の日から、当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで 【行政執行法人】 任命の日から、当該任命の日から年を単位として個別法で定める期間を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日まで ○役員（法人の長及び監事を除く） 個別法で定める ＜法第21、21の2、21の3＞	○学長 2年以上6年を超えない範囲内において、各国立大学法人の規則で定める ○大学総括理事 6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める ○理事 6年を超えない範囲内で学長が定める※11 ＜法第15＞	中期目標の期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間＜法第15＞ 【公立大学法人】 ○学長 2年以上6年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定める※12 ○学長となる理事長・副理事長 学長の任期によるものとし、定款に規定することを要しない ＜法第74＞	選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（定款又は株主総会決議での短縮可） ＜法第332＞
	再任	再任可＜同上＞	再任可＜同上＞	再任可＜法第15＞	—

※11 任期の末日は、任命する学長の任期の末日以前

※12 理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定める

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
三人以上 ＜法第5、一般法人法第65＞	五人以上 ＜法第18＞	六人以上 ＜法第44＞	三人以上 （都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人） ＜法第46の5＞	定数	理事／ 取締役
選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで（定款での短縮可） ＜一般法人法第66、197＞	選任後寄附行為をもつて定める期間以内（4年以内）に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで ＜法第32＞	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款での短縮可） ＜法第45＞	2年を超えることはできない ＜同上＞	任期	
—	—	—	再任可＜同上＞	再任	

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
理事／ 取締役	職務・ 権限・ 義務	職務及び権限は、個別法で定める ＜法 § 19＞	○大学総括理事 理事の職務のほか、大学の長としての職務を行うとともに、法人を代表する ＜法 § 11＞ ○理事 学長を補佐して法人の業務を掌理する＜同上＞	○副理事長 法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する ＜法 § 13＞ ○理事 理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する ＜同上＞	会社の業務を執行する ＜法 § 348, 363＞
					株主総会の招集 ＜法 § 296＞
					【取締役会非設置会社】 株主総会の議題・議案の決定＜法 § 70＞
					株主総会での説明義務 ＜法 § 314＞
					【取締役会設置会社】 取締役会の招集・招集請求＜法 § 366＞
					【取締役会設置会社】 取締役会での報告義務＜法 § 363＞
		監事への報告義務 ＜法 § 21 の 5＞	監事への報告義務 ＜法 § 35 の 2＞	監事への報告義務 ＜法 § 15 の 3＞	株主・監査役への報告義務＜法 § 357＞
		忠実義務 ＜法 § 21 の 4＞	忠実義務 ＜法 § 35 の 2＞	忠実義務 ＜法 § 15 の 2＞	忠実義務 ＜法 § 355＞
					利益相反取引の制限 ＜法 § 356＞
		【行政執行法人】 守秘義務＜法 § 53＞	守秘義務 ＜法 § 18＞	守秘義務 ＜法 § 50, 56＞	
					善管注意義務 ＜法 § 330、民法 644＞
		等	等	等	等

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
○業務を執行する理事 法人の業務を執行する ＜一般法人法 § 91、197＞	○代表業務執行理事・業務執行理事 法人の業務を執行する ＜法 § 37＞ 理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する ＜同上＞	○業務を執行する理事 法人の業務を執行する ＜法 § 45 の 16＞		職務・ 権限・ 義務	理事／ 取締役
社員総会（評議員会）の招集 ＜一般法人法 § 36、179＞	評議員会の招集 ＜法 § 70＞	評議員会の招集 ＜法 § 45 の 9＞			
社員総会（評議員会）での説明義務 ＜一般法人法 § 53、190＞	評議員会での説明義務 ＜法 § 39＞	評議員会での説明義務 ＜法 § 45 の 10＞	社員総会（評議員会）での説明義務 ＜法 § 46 の 3 の 4＞		
理事会の招集請求・招集 ＜一般法人法 § 93、197＞	理事会の招集請求・招集 ＜法 § 41＞	理事会の招集請求・招集 ＜法 § 45 の 14＞	理事会の招集請求・招集 ＜法 § 46 の 7 の 2＞		
理事会での報告義務※13 ＜一般法人法 § 91、197＞	理事会での報告義務※13 ＜法 § 39＞	理事会での報告義務※13 ＜法 § 45 の 16＞			
監事への報告義務 ＜一般法人法 § 85、197＞	監事への報告義務 ＜法 § 40＞	監事への報告義務 ＜法 § 45 の 16＞	監事への報告義務 ＜法 § 46 の 6 の 3＞		
忠実義務 ＜一般法人法 § 83、197＞	忠実義務 ＜法 § 38＞	忠実義務 ＜法 § 45 の 16＞	忠実義務 ＜法 § 46 の 6 の 2＞		
利益相反取引の制限 ＜一般法人法 § 84、197＞	利益相反取引の制限 ＜法 § 40＞	利益相反取引の制限 ＜法 § 45 の 16＞	利益相反取引の制限 ＜法 § 46 の 6 の 2＞		
善管注意義務 ＜一般法人法 § 64、172、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 § 37、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 § 38、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 § 46 の 5、民法 644＞		
等	等	等	等		

※13 業務を執行する理事のみ

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
理事／ 取締役	選任・ 解任	○法人の長 主務大臣が任命・解任 ＜法 § 20、 23＞ ○役員（法人の長・監事を除く） 法人の長が任命・解任 ＜同上＞	○学長・理事長 学長選考・監察会議の申出に基づいて、文部科学大臣が任命・解任 ＜法 § 12、 17＞ ○大学総括理事 学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命・解任 ＜法 § 13 の 2、 17＞ ○理事 学長が任命・解任 ＜法 § 13、 17＞	○理事長 設立団体の長が任命・解任 ＜法 § 14、 17＞ ○副理事長・理事 理事長が任命・解任 ＜法 § 13、 17＞ 【公立大学法人】 ○学長 原則設立団体の長が理事長を学長に任命・解任※14 ＜法 § 71、 76＞	株主総会が選任・解任 ＜法 § 329、 339＞
	責任	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 25 の 2＞	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 35 の 2＞	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 19 の 2＞	株式会社・第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 423、 429＞
		【行政執行法人】 国家公務員 ＜法 § 51＞	みなし公務員 ＜法 § 19＞	【特定地方独立行政法人】 地方公務員 ＜法 § 47＞ 【一般地方独立行政法人】 みなし公務員 ＜法 § 58＞	

※14 理事長とは別に任命する場合、理事長が任命・解任

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
社員総会（評議員会）が選任・解任 ＜一般法人法 § 63、 70、 177＞	理事選任機関が選任・解任 ＜法 § 30、 33＞	評議員会が選任・解任 ＜法 § 43、 45 の 4＞ 所轄庁の解職勧告 ＜法 § 56＞	社員総会（評議員会）が選任・解任 ＜法 § 46 の 5、 46 の 5 の 2＞	選任・ 解任	理事／ 取締役
法人・第三者に対する損害賠償責任 ＜一般法人法 § 111、 117、 198＞	法人・第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 88、 89＞	法人・第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 45 の 20、 45 の 21＞	法人・第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 47、 48＞	責任	

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
理事／ 取締役	特徴的 な構成 ・資格	○役員 政府又は地方公共 団体の職員（非常勤 の者を除く）でない 者 ＜法 § 22＞	○役員 政府又は地方公共 団体の職員（非常勤 の者を除く）でない 者（教育公務員で政 令で定める者は、非 常勤の理事となる ことができる） ＜法 § 16＞	政府又は地方公共 団体の職員（非常勤 の者を除く）でない 者（教育公務員で政 令で定める者は、非 常勤の役員となる ことができる） ＜法 § 16＞	—
	外部 理事の 要否	—	一人以上 （理事の員数が四 人以上である法人 は、原則二人以上） ＜法 § 14＞	—	【公開会社である 大会社】 一人以上 【監査等委員会設 置会社】 監査等委員である 取締役（三人以上） の過半数 ＜法 § 327 の 2、 331＞

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
	当該学校法人の設 置する私立学校の 校長を含まれなけ ればならない ＜法 § 31＞	当該法人が設置す る施設の管理者を 含まなければならない ＜法 § 44＞	○理事 原則、開設する全て の病院、診療所、介 護老人保健施設又 は介護医療院の管 理者＜法 § 46 の 5＞	特徴的 な構成 ・資格	理事／ 取締役
			○理事長 原則、医師又は歯科 医師である理事か ら選出＜法 § 46 の 6＞		
各監事の親族・特別 関係者でない者 ＜法 § 5＞	選任時に当該法人 の役員・職員及び子 法人の役員・使用さ れる者のいずれで もない者＜同上＞	各理事の親族・特殊 関係者が三人を超 えない ＜同上＞			
各理事及びその親 族・特別関係者が理 事総数の三分の一 を超えない 同一団体の理事・配 偶者・親族・密接関 係者が理事総数の 三分の一を超えな い ＜法 § 5＞	他の二人以上の理 事、一人以上の監事 又は二人以上の評 議員と特別利害関 係を有するもので あつてはならない 他の理事のいずれ かと特別利害関係 を有する理事の数 は、理事総数の三分 の一を超えてはな らない＜同上＞	当該理事及びその 親族・特殊関係者が 理事総数の三分の 一を超えない ＜同上＞	【社会医療法人】 各役員及びその親 族・特別関係者が理 事総数の三分の一 を超えない ＜法 § 42 の 2＞		
一人以上 ＜法 § 5＞	—	—	—	外部 理事の 要否	

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
監事／ 監査役	位置 付け	必置（定数は個別法 で定める） ＜法 \$ 18＞	二人必置※15 ＜法 \$ 10＞	必置（定数は定款で 定める） ＜法 \$ 12、 13＞	【監査役会設置会社】 三人以上必置 ＜法 \$ 335＞
	常勤・ 非常勤	—	必置 ＜法 \$ 10＞	—	【監査役会設置会社】 必置＜法 \$ 390＞
	任期	【中期目標管理法】 任命日から、対応す る中期目標の期間 の最後の事業年度 についての財務諸 表承認日まで 【国立研究開発法 人、行政執行法人】 任命日から、対応す る法人の長の任期 の末日を含む事業 年度についての財 務諸表承認日まで ＜法 \$ 21、 21 の 2、 21 の 3 ＞	任命後 4 年以内に 終了する事業年度 のうち最終のもの に関する財務諸表 の承認の時まで ＜法 \$ 15＞	任命日から、対応す る理事長の任期の 末日を含む事業年 度についての財務 諸表承認日まで ＜法 \$ 15＞	選任後 4 年以内に 終了する事業年度 のうち最終のもの に関する定時株主 総会の終結の時ま で ＜法 \$ 336＞
	再任	再任可＜同上＞	再任可＜同上＞	再任可＜法 \$ 15＞	—
	職務・ 権限・ 義務	法人の業務の監査 ＜法 \$ 19＞	法人の業務の監査 ＜法 \$ 11＞	法人の業務の監査 ＜法 \$ 13＞	取締役・会計参与の 職務の執行を監査 ＜法 \$ 381＞
		監査報告の作成 ＜同上＞	監査報告の作成 ＜同上＞	監査報告の作成 ＜同上＞	監査報告書の作成 ＜同上＞
		役員（監事を除く）・ 職員に対する事務 及び事業の報告徴 求権＜同上＞	役員（監事を除く） 及び職員に対する 事務及び事業の報 告徴求権＜同上＞	役員（監事除く）及 び職員に対する事 務及び事業の報告 徴求権＜同上＞	取締役・会計参与・ 使用人に対する事 業の報告徴求権 ＜同上＞
		子法人に対する事 業の報告徴求権 ＜同上＞	子法人に対する事 業の報告徴求権 ＜同上＞	子法人に対する事 業の報告徴求権 ＜同上＞	子会社に対する事 業の報告徴求権 ＜同上＞
		法人・子法人の業 務・財産の状況の調 査権＜同上＞	法人・子法人の業 務・財産の状況の調 査権＜同上＞	法人・子法人の業 務・財産の状況の調 査権＜同上＞	会社・子会社の業 務・財産の状況の調 査権＜同上＞

※15 二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
必置 ＜一般法人法 \$ 61、 170＞	二人以上必置 ＜法 \$ 18＞	二人以上必置 ＜法 \$ 44＞	必置 ＜法 \$ 46 の 5＞	位置 付け	監事／ 監査役
—	【大臣所轄等】 必置＜法 \$ 145＞	—	—	常勤・ 非常勤	
選任後 4 年以内（定 款で 2 年まで短縮 可）に終了する事業 年度のうち最終の ものに関する定時 社員総会（定時評議 員会）の終結の時ま で ＜一般法人法 \$ 67、 177＞	選任後寄附行為を もつて定める期間 以内（6 年以内）に 終了する会計年度 のうち最終のもの に関する定時評議 員会の終結の時ま で ＜法 \$ 47＞	選任後 2 年以内に 終了する会計年度 のうち最終のもの に関する定時評議 員会の終結の時ま で（定款で短縮可） ＜法 \$ 45＞	2 年を超えること はできない ＜法 \$ 46 の 5＞	任期	
—	—	—	再任可＜同上＞	再任	
理事の職務の執行 を監査 ＜一般法人法 \$ 99、 197＞	法人の業務・財産の 状況・理事の職務の 執行の状況を監査 ＜法 \$ 52＞	理事の職務の執行 を監査 ＜法 \$ 45 の 18＞	法人の業務・財産の 状況を監査 ＜法 \$ 46 の 8＞	職務・ 権限・ 義務	
監査報告の作成 ＜同上＞	監査報告の作成 ＜法 \$ 56＞	監査報告の作成 ＜同上＞	監査報告書の作成 ＜同上＞		
理事・使用人に対す る事業の報告請求 権 ＜同上＞	理事・職員に対する 事業の報告請求権 ＜法 \$ 53＞	理事及び使用人に 対する事業の報告 請求権 ＜同上＞			
子法人に対する事 業の報告請求権 ＜同上＞	子法人に対する事 業の報告請求権 ＜同上＞				
法人・子法人の業 務・財産の状況の調 査権＜同上＞	理事・職員・子法人 への調査権 ＜同上＞	法人の業務・財産の 状況の調査権 ＜同上＞			

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
監事／ 監査役	職務・ 権限・ 義務	財務諸表・事業報告書・決算報告書の監査<法 § 38>	財務諸表・事業報告書・決算報告書の監査<法 § 35 の 2>	財務諸表・事業報告書・決算報告書の監査<法 § 35>	財務諸表・事業報告書の監査<法 § 436>
		会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<法 § 39 の 2>	会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<同上>	会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<法 § 35 の 2>	会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<法 § 397>
					取締役会の招集請求権・招集権<法 § 383>
		法人が主務大臣に提出する書類の調査義務<法 § 19>	法人が文部科学大臣に提出する書類の調査義務<法 § 11>	法人が設立団体の長に提出する書類の調査義務<法 § 13>	株主総会に提出する議案等の調査等義務<法 § 384>
		法人の長・主務大臣への報告義務（役員（監事を除く）の不正行為等があると認めるとき）<法 § 19 の 2>	学長等・文部科学大臣への報告義務（役員（監事を除く）の不正行為等があると認めるとき）<同上>	理事長・設立団体の長への報告義務（役員（監事を除く）の不正行為等があると認めるとき）<同上>	株主総会・監査役会での説明義務<法 § 314、390> 取締役・取締役会への報告義務（取締役の不正行為等があると認めるとき）<法 § 382、384>
		法人の長・主務大臣への意見提出権<法 § 19>	学長・文部科学大臣への意見提出権<同上>	理事長・設立団体の長への意見提出権<同上>	取締役会への出席・意見陳述義務<法 § 383>
					取締役の行為の差止め<法 § 385>
					会計監査人の解任<法 § 340>
		忠実義務<法 § 21 の 4>	忠実義務<法 § 35 の 2>	忠実義務<法 § 15 の 2>	
		【行政執行法人】 守秘義務<法 § 53>	守秘義務<法 § 18>	守秘義務<法 § 50、56>	
					善管注意義務<法 § 330、民法 644>
		等	等	等	等

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
計算書類・事業報告書の監査<一般法人法 § 124、199>	計算書類・事業報告書の監査<法 § 104>	計算書類・事業報告書の監査<法 § 45 の 28>	計算書類・事業報告書 等の監査<法 § 51>	職務・ 権限・ 義務	監事／ 監査役
会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<一般法人法 § 108、197>	会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<法 89>	会計監査人に対する監査に関する報告徴求権<法 § 45 の 19>			
理事会の招集請求権・招集権<一般法人法 § 101、197>	理事会・評議員会の招集請求権・招集権<法 § 57>	理事会の招集請求権・招集権<法 § 45 の 18>	理事会・社員総会（評議員会）の招集請求権・招集権<法 § 46 の 8、46 の 8 の 2>		
社員総会（評議員会）に提出する議案等の調査等義務<一般法人法 § 102、197>	評議員会に提出する議案等の調査等義務<法 § 54>	評議員会に提出する議案等の調査等義務<同上>	社員総会（評議員会）に提出する議案等の調査等義務<法 § 46 の 8>		
社員総会（評議員会）での説明義務<一般法人法 § 53、190>	理事会・評議員会・理事選任機関への監査内容に関する報告義務<法 § 52>	評議員会での説明義務<法 § 45 の 10>	都道府県知事・社員総会（評議員会）・理事会への報告義務（法人の業務・財産に対して不正行為等により違反する事実があるとき）<同上>		
理事会への出席・意見陳述義務<一般法人法 § 101、197>	理事会・評議員会への出席・意見陳述義務<法 § 55>	理事会への出席・意見陳述義務<同上>	理事会への出席・意見陳述義務<法 § 46 の 8 の 2>		
理事の行為の差止請求権<一般法人法 § 103、197>	理事の行為の差止請求権<法 § 58>	理事の行為の差止請求権<同上>	理事の行為の差止請求権<法 § 46 の 8 の 3>		
会計監査人の解任<一般法人法 § 71、177>	会計監査人の解任<法 § 83>	会計監査人の解任<法 § 45 の 5>			
善管注意義務<一般法人法 § 64、172、民法 644>	善管注意義務<法 § 45、民法 644>	善管注意義務<法 § 38、民法 644>	善管注意義務<法 § 46 の 5、民法 644>		
等	等	等	等		

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
監事／ 監査役	選任・ 解任	主務大臣が任命・解任 ＜法 § 20、 23＞	文部科学大臣が任命・解任 ＜法 § 12、 17＞	設立団体の長が任命・解任 ＜法 § 14、 17＞	株主総会が選任・解任 ＜法 § 329、 339＞
	責任	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 25 の 2＞	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 35 の 2＞	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 19 の 2＞	株式会社・第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 423、 429＞
		【行政執行法人】 国家公務員 ＜法 § 51＞	みなし公務員 ＜法 § 19＞	【特定地方独立行政法人】 地方公務員＜法 § 47＞ 【一般地方独立行政法人】 みなし公務員 ＜法 § 58＞	
	特徴的な構成・資格	政府又は地方公共団体の職員（非常勤を除く）でない者 ＜法 § 22＞	原則、政府又は地方公共団体の職員（非常勤を除く）でない者 ＜法 § 16＞	原則、政府又は地方公共団体の職員（非常勤を除く）でない者 ＜法 § 16＞	株式会社の取締役・使用人、子会社の取締役・使用人・会計参与・執行役との兼職禁止 ＜法 § 335＞
		【中期目標管理法 人及び国立研究開発法人】 非常勤の者を除き、原則、営利目的の団体役員又は自ら営利事業の従事禁止 ＜法 § 50 の 3、 50 の 11＞ 【行政執行法人】 非常勤の者を除き、原則、金銭上の利益目的の業務禁止 ＜法 § 53＞	非常勤の者を除き、原則、営利目的の団体役員又は自ら営利事業の従事禁止 ＜法 § 35 の 2＞	【特定地方独立行政法人】 非常勤を除き、原則、金銭上の利益目的の業務禁止 ＜法 § 50＞ 【一般地方独立行政法人】 非常勤を除き、原則、営利目的の団体役員又は自ら営利事業の従事禁止 ＜法 § 55＞	
	外部監事	—	一人以上 ＜法 § 14＞	—	【監査役会設置会社】 半数以上＜法 § 335＞

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
社員総会（評議員会）が選任※16・解任 ＜一般法人法 § 63、 70、 72、 177＞	評議員会が選任・解任 ＜法 § 45、 48＞	評議員会が選任・解任 ＜法 § 43、 45 の 4＞	社員総会（評議員会）が選任・解任 ＜法 § 46 の 5、 46 の 5 の 2＞	選任・ 解任	監事／ 監査役
法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜一般法人法 § 111、 117、 198＞	法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 88、 89＞	法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 45 の 20、 45 の 21＞	法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 47、 48＞	責任	
評議員・当該法人・子法人の理事・使用人との兼職禁止 ＜一般法人法 § 65、 173、 177＞	当該法人の評議員・理事・職員、子法人の役員（監事・監査役は除く）・職員との兼職禁止 ＜法 § 31、 46＞	評議員・理事・法人職員との兼職禁止 ＜法 § 40、 44＞	評議員・理事・法人職員との兼職禁止 ＜法 § 46 の 4、 46 の 5＞	特徴的な構成・資格	
各監事及びその親族・特別関係者が監事総数の三分の一を超えない 同一団体の監事・配偶者・親族・密接関係者が監事総数の三分の一を超えない ＜法 § 5＞	他の監事、理事、二人以上の評議員と特別利害関係を有するものでない者 ＜法 § 31、 46＞		【社会医療法人】 各役員及びその親族・特別関係者が理事総数の三分の一を超えない ＜法 § 42 の 2＞		
各理事の親族・特別関係者でない者 ＜同上＞	被解任役員でないもの ＜法 § 46＞	各役員の親族・特殊関係者が含まれてはならない ＜法 § 44＞			
1 人以上 ＜法 § 5＞	—	—	—	外部監事	

※16 社員総会（評議員会）へ提案する監事の選任議案には、監事（過半数）の同意が必要＜一般法人法 § 72、 177＞

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
会計監査人	会計監査人監査の有無	会計監査人による会計監査の義務（経営規模が政令基準に達しない法人は除く）＜法第39＞	会計監査人による会計監査の義務＜法第35の2＞	会計監査人による会計監査の義務（経営規模が政令基準に達しない法人は除く）＜法第35＞	大会社への会計監査人設置義務＜法第328＞
		・資本金 100 億円以上 ・負債 200 億円以上いずれかに該当する法人は必須 ＜令※17第3＞		・資本金 100 億円以上 ・負債 200 億円以上いずれかに該当する法人は必須 ＜令※18第7＞	・資本金 5 億円以上 ・負債 200 億円以上いずれかに該当する企業は必須 ＜法第2＞
					＜上記とは別に法定監査（金商法監査）あり＞ 上場会社等は、財務諸表等・内部統制報告書に対する監査義務あり ＜金商法第193の2、193の3＞

※17 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）

※18 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
原則会計監査人の設置義務（小規模法人の適用除外あり） ＜法第5＞	大臣所轄等に会計監査人の設置義務 ＜法第144＞	大規模法人に会計監査人の設置義務 ＜法第37＞	—	会計監査人監査の有無	会計監査人
・収益 100 億円以上 ・費用・損失 100 億円以上 ・負債 50 億円以上いずれかに該当する法人は必置 ＜令※19第6＞	・所轄庁が文部科学大臣 ・収益 10 億円以上 ・負債 20 億円以上 ・3 以上の都道府県で学校教育活動を行う法人 いずれかに該当する法人は必置 ＜法第144、令※20第3＞	・収益 30 億円超 ・負債 60 億円超 いずれかに該当する法人は必置 ＜令※21第13の3＞			
	＜上記とは別に法定監査（助成法監査）あり＞ 補助金の交付を受ける学校法人への監査義務 （補助金が 1,000 億円未満の場合は適用除外あり） ＜私学助成法※22第14、令和6年12月9日文科高第1457号私学部長通知、昭和51年4月8日文管振第153号文部事務次官通達＞		＜法定監査あり＞ 下記いずれかに該当する法人は、公認会計士又は監査法人の監査義務あり （医療法人） ・負債 50 億円以上 ・収益 70 億円以上（社会医療法人） ・負債 20 億円以上 ・収益 10 億円以上 ・社会医療法人債発行法人である社会医療法人 ＜法第51、規則※23第33の2＞		

※19 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）

※20 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）

※21 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）

※22 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号、以下同じ。）

※23 医療法人施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号、以下同じ。）

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
会計監査人	任期	その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日まで ＜法 \$ 42＞	その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日まで ＜法 \$ 35 の 2＞	その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日まで ＜法 \$ 38＞	選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ＜法 \$ 338＞
	職務・権限・義務	財務諸表・事業報告書（会計部分のみ）・決算報告書の監査 ＜法 \$ 39＞	財務諸表・事業報告書（会計部分のみ）・決算報告書の監査 ＜法 \$ 35 の 2＞	財務諸表・事業報告書（会計部分のみ）・決算報告書の監査 ＜法 \$ 35＞	計算書類・附属明細書・臨時計算書・連結計算書類の監査 ＜法 \$ 396＞
		会計監査報告の作成＜同上＞	会計監査報告の作成＜同上＞	会計監査報告の作成＜同上＞	会計監査報告の作成＜同上＞
		会計帳簿等の閲覧・謄写権＜同上＞	会計帳簿等の閲覧・謄写権＜同上＞	会計帳簿等の閲覧・謄写権＜同上＞	会計帳簿等の閲覧・謄写＜同上＞
		役員（監事を除く）・職員・子法人に対する会計に関する報告徴求権＜同上＞	役員（監事を除く）・職員・子法人に対する会計に関する報告徴求権＜同上＞	役員（監事を除く）・職員・子法人に対する会計に関する報告徴求権＜同上＞	取締役・会計参与・使用人・子会社に対する報告徴求権 ＜同上＞
		法人・子法人の業務及び財産の状況の調査権＜同上＞	法人・子法人の業務及び財産の状況の調査権＜同上＞	法人・子法人の業務及び財産の状況の調査権＜同上＞	会社又は子会社の業務及び財産の状況の調査＜同上＞
		監事への報告義務（役員（監事を除く）の不正行為等があると認めるとき） ＜法 \$ 39 の 2＞	監事への報告義務（役員（監事を除く）の不正行為等があると認めるとき） ＜同上＞	監事への報告義務（役員（監事を除く）の不正行為等があると認めるとき） ＜法 \$ 35 の 2＞	監査役・監査役会・監査等委員会・監査委員会への報告義務（取締役の不正行為等があると認めるとき） ＜法 \$ 397＞
					定時株主総会での意見陳述義務 ＜法 \$ 398＞
					善管注意義務 ＜法 \$ 330、民法 644＞

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
原則として選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで ＜一般法人法 \$ 69、177＞	原則として選任後 1 年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで ＜法 \$ 82＞	原則として選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで ＜法 \$ 82＞	—	任期	会計監査人
計算書類・附属明細書・財産目録等の監査 ＜一般法人法 \$ 107、197、法 \$ 23＞	計算書類、附属明細書、財産目録等の監査 ＜法 \$ 86＞	計算書類、附属明細書、財産目録等の監査 ＜法 \$ 45 の 19＞	—	職務・権限・義務	
会計監査報告の作成＜同上＞	会計監査報告の作成＜同上＞	会計監査報告の作成＜同上＞			
会計帳簿等の閲覧・謄写権＜同上＞	会計帳簿等の閲覧・謄写権＜同上＞	会計帳簿等の閲覧・謄写権＜同上＞			
理事・使用人・子法人に対する会計に関する報告徴求権 ＜同上＞	理事・職員・子法人に対する会計に関する報告請求権 ＜同上＞	理事・使用人に対する会計に関する報告徴求権 ＜同上＞			
法人・子法人の業務及び財産の状況の調査権＜同上＞	法人・子法人の業務及び財産の状況の調査権＜同上＞	法人の業務及び財産の状況の調査権 ＜同上＞			
監事への報告義務（理事の不正行為等があると認めるとき） ＜一般法人法 \$ 108、197＞	監事への報告義務（理事の不正行為等があると認めるとき） ＜法 \$ 87＞	監事への報告義務（理事の不正行為等があると認めるとき） ＜同上＞			
定時社員総会（定時評議員会）での意見陳述義務 ＜一般法人法 \$ 109、197＞	定時評議員会での意見陳述義務 ＜法 \$ 87＞	定時評議員会での意見陳述義務 ＜同上＞			
善管注意義務 ＜一般法人法 \$ 64、172、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 \$ 80、民法 644＞	善管注意義務 ＜法 \$ 38、民法 644＞			

		政府関連組織			営利組織
		独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
会計監査人	選任	主務大臣が選任 ＜法 § 40＞	文部科学大臣が選任 ＜法 § 35 の 2＞	設立団体の長が選任 ＜法 § 36＞	株主総会が選任 ＜法 § 329＞
					会計監査人の選任に関する議案内容は監査役（過半数）が決定 ＜法 § 344＞
	解任	主務大臣が解任 ＜法 § 43＞	主務大臣が解任 ＜法 § 35 の 2＞	設立団体の長が解任 ＜法 § 39＞	株主総会又は監査役（全員同意）が解任 ＜法 § 339、340＞
	責任	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 25 の 2＞	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 35 の 2＞	法人に対する損害賠償責任 ＜法 § 19 の 2＞	株式会社・第三者に対する損害賠償責任 ＜法 423、429＞
その他	内部統制システムの整備	整備義務あり ＜法 § 28＞	整備義務あり ＜法 § 35 の 2＞	整備義務あり ＜法 § 22＞	【大会社】 整備義務あり ＜法 § 348＞

民間非営利組織					
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人		
社員総会（評議員会）が選任 ＜一般法人法 § 63、177＞	評議員会が選任 ＜法 § 80＞	評議員会が選任 ＜法 § 43＞	—	選任	会計監査人
会計監査人の選任に関する議案内容は監事（過半数）が決定 ＜一般法人法 § 73、177＞	会計監査人の選任に関する議案内容は監事（過半数）が決定 ＜法 § 84＞	会計監査人の選任に関する議案内容は監事（過半数）が決定 ＜同上＞			
社員総会（評議員会）又は監事（全員同意）が解任 ＜一般法人法 § 70、177＞	評議員会又は監事（全員同意）が解任 ＜法 § 83＞	評議員会又は監事（全員同意）が解任 ＜法 § 45 の 4、45 の 5＞	—	解任	
法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜一般法人法 § 111、117、198＞	法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 88、89＞	法人及び第三者に対する損害賠償責任 ＜法 § 45 の 20、45 の 21＞	—	責任	
整備義務あり ＜法 § 21、規則※24 § 53＞	【大臣所轄等】 整備義務あり ＜法 § 148＞	【大規模法人】 整備義務あり ＜法 § 45 の 13＞	—※25	内部統制システムの整備	その他

※24
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号、以下同じ。）

※25
外部監査対象の医療法人に向けた財務報告に関連する内部統制の構築に関する事務連絡が別途存在
＜「外部監査の対象となる医療法人における内部統制の構築について」平成 31 年 3 月 29 日 厚生労働省医政局医療支援課 事務連絡＞

(3) 公共サービス提供組織の会計・情報開示

	政府関連組織			営利組織
	独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
会計基準 又は法令 における 財務情報 を含む書 類	・貸借対照表 ・連結貸借対照表	・貸借対照表 ・連結貸借対照表	・貸借対照表 ・連結貸借対照表	・貸借対照表 ・連結貸借対照表※26
	・損益計算書 ・行政コスト計算書 ・連結損益計算書	・損益計算書 ・連結損益計算書	・損益計算書 ・行政コスト計算書 ※27 ・連結損益計算書	・損益計算書 ・連結損益計算書※26 ・連結包括利益計算書 ※26
	・キャッシュ・フロー 計算書 ・連結キャッシュ・フ ロー計算書	・キャッシュ・フロー 計算書 ・連結キャッシュ・フ ロー計算書	・キャッシュ・フロー 計算書 ・連結キャッシュ・フ ロー計算書	・[キャッシュ・フロー 計算書/連結キャッ シュ・フロー計算書] ※28
	・純資産変動計算書 ・利益の処分又は損失 の処理に関する書類 ・連結純資産変動計算 書	・純資産変動計算書 ・利益の処分又は損失 の処理に関する書類 ・連結純資産変動計算 書	・純資産変動計算書 ・利益の処分又は損失 の処理に関する書類 ・連結純資産変動計算 書	・株主資本等変動計算 書 ・連結株主資本等変動 計算書※26
	・附属明細書 ・連結附属明細書	・附属明細書 ・連結附属明細書	・附属明細書 ・連結附属明細書	・個別注記表 ・附属明細書 ・連結附属明細書※23
その他	—	—	—	—

※26 上場している大会社に作成義務あり

※27 公立大学法人は除く

※28 上場会社の場合、金商法にて作成義務あり

民間非営利組織				
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人	
・貸借対照表	・貸借対照表	・法人単位貸借対照表 ・貸借対照表内訳表 ・事業区分貸借対照表 内訳表 ・拠点区分貸借対照表	・貸借対照表	会計基準 又は法令 における 財務情報 を含む書 類
・活動計算書	・事業活動収支計算書 ・〔事業活動収支内訳 表〕 ※29	・法人単位事業活動計 算書 ・事業活動内訳表 ・事業区分事業活動内 訳表 ・拠点区分事業活動計 算書	・損益計算書	
・キャッシュ・フロー 計算書※30	・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計 算書 ・〔資金収支内訳表〕 ※29 ・〔人件費支出内訳表〕 ※29	・法人単位資金収支計 算書 ・資金収支内訳表 ・事業区分資金収支内 訳表 ・拠点区分資金収支計 算書	※31	
			・〔純資産変動計算書〕 ※32	
・附属明細書	・附属明細書	・附属明細書	・〔附属明細表〕 ※32	
・財産目録※33	・財産目録	・財産目録	・〔財産目録〕 ※34	その他

※29 助成法監査対象法人の場合は、私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）にて作成義務あり

※30 作成している場合又は会計監査人設置義務法人の場合

※31 社会医療法人債発行法人の場合は、医療法人施行規則にてキャッシュ・フロー計算書の作成義務あり

※32 社会医療法人及び監査対象の医療法人の場合、医療法人施行規則にて作成義務あり

※33 財産目録の内容が財務諸表の注記に記載している場合、その記載を財産目録とみなすことができる

※34 医療法にて、医療法人に作成義務あり

	政府関連機関			営利組織
	独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
財務情報 に関する 備置き				【会社法】
	・財務諸表	・財務諸表	・財務諸表	・計算書類
	・事業報告書	・事業報告書	・事業報告書	・事業報告及び附属明細書
	・監査報告	・監査報告	・監査報告	・監査報告（監査役設置会社）
	・会計監査報告（会計監査人監査義務法人）	・会計監査報告	・会計監査報告（会計監査人監査義務法人）	・会計監査報告（会計監査人設置会社）
	・決算報告書	・決算報告書	・決算報告書	
	＜法 § 38、 <i>「独立行政法人会計基準」</i> 及び <i>「独立行政法人会計基準注解」</i> 第 42＞	＜法 § 35 の 2、 <i>「国立大学法人会計基準」</i> 及び <i>「国立大学法人会計基準注解」</i> 報告書 第 38＞	＜法 § 34、 <i>地方独立行政法人会計基準</i> 及び <i>地方独立行政法人会計基準注解</i> 第 40＞	等 ＜法 § 442＞
				【金商法】 有価証券報告書等 ＜金商法 § 25＞
閲覧請求可能な者	制限なし＜法 § 38＞	制限なし＜法 § 35 の 2＞	制限なし＜法 § 34＞	【会社法】：株主及び債権者＜法 § 442＞ 【金商法】：制限なし ＜金商法 § 25＞

民間非営利組織				
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人	
				財務情報 に関する 備置き
・計算書類	・計算書類	・計算書類	・計算書類	
・財産目録	・財産目録	・財産目録	・財産目録	
・事業報告書及び附属明細書	・事業報告書及び附属明細書	・事業報告及び附属明細書	・事業報告書	
・監査報告	・監査報告	・監査報告	・監事の監査報告書	
・会計監査報告（会計監査人設置法人）	・会計監査報告（会計監査人設置法人）	・会計監査報告（会計監査人設置法人）	・公認会計士等の監査報告書（監査対象の医療法人）	
		・社会福祉充実計画		
等 ＜法 § 21、規則 § 45、46、一般法人法 § 14、156＞	等 ＜法 § 106、107＞	等 ＜法 § 34 の 2、45 の 32、45 の 34＞	等 ＜法 § 51 の 4、規則 § 33＞	
制限なし＜法 § 21＞	大臣所轄等：制限なし 大臣所轄等以外：在学する者その他の利害関係人 ＜法 § 106、107、149＞	制限なし ＜法 § 34 の 2、45 の 32、45 の 34＞	監査対象：制限なし 監査対象外：社員、評議員、債権者 ＜法 § 51 の 4＞	閲覧請求可能な者

	政府関連機関			営利組織
	独立行政法人	国立大学法人	地方独立行政法人	株式会社
財務情報に関する開示義務の対象書類	・財務諸表 ＜法 § 38＞ ・当該組織の業務及び財務に関する基礎的な情報 ・当該組織の業務及び財務についての評価及び監査に関する情報等 ＜独情法※35 § 22＞	・財務諸表 ＜法 § 35 の 2＞ ・当該組織の業務及び財務に関する基礎的な情報 ・当該組織の業務及び財務についての評価及び監査に関する情報等 ＜独情法※35 § 22＞	・財務諸表 ＜法 § 34＞	【会社法】 ・貸借対照表 ・損益計算書（大会社） ＜会社法 § 440＞ 【金商法】 - 有価証券報告書 ＜金商法 § 25＞
開示方法	＜法 § 38＞：官報 ＜独情法※35 § 22＞：国民が利用しやすい方法	＜法 § 35 の 2＞：官報 ＜独情法※35 § 22＞：国民が利用しやすい方法	—	【会社法】官報、日刊新聞紙、電子公告＜会社法 § 939＞ 【金商法】公衆の縦覧※36 ＜金商法 § 25＞
法人以外によるインターネットでの情報公開	e-Gov に公表ページのリンク集はあり	e-Gov に公表ページのリンク集はあり	—	【会社法】— 【金商法】EDINET（開示用電子情報処理組織）
その他情報開示（目標・業績評価等）	主務大臣が法人の中期目標を設定し公表 ＜法 § 29＞ 法人が中期目標に基づき中期計画を作成し公表 ＜法 § 30＞ 自己評価に関する報告書を作成し公表 主務大臣が評価し公表 ＜法 § 32＞	文部科学大臣が法人の中期目標を設定し公表 ＜法 § 30＞ 法人が中期目標に基づき中期計画を作成し公表 ＜法 § 31＞ 自己評価に関する報告書を作成し公表 評価委員会が評価し公表 ＜法 § 31 の 2＞	設立団体の長が法人の中期目標を設定し公表 ＜法 § 25＞ 法人が中期目標に基づき中期計画を作成し公表 ＜法 § 26＞ 自己評価に関する報告書を作成し公表 設立団体の長が評価し公表 ＜法 § 28＞	—

※35 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

※36 提出を受けた内閣総理大臣に公衆の縦覧義務あり

民間非営利組織				
公益法人	学校法人	社会福祉法人	医療法人	
・貸借対照表 ・損益計算書（大規模法人） ＜一般法人法 § 128＞ ・計算書類 ・財産目録 ・事業報告書及び附属明細書 ・監査報告 ・会計監査報告（会計監査人設置法人）等 ＜法 § 22＞※37	・計算書類 ・財産目録 ・監査報告等 【知事所轄】努力義務 ＜法 § 137、規則※38 § 49＞ 【大臣所轄等】義務 ＜法 § 151、規則 § 49＞	・計算書類 ・財産目録 ・事業報告及び附属明細書 ・監査報告 ・会計監査報告（会計監査人設置法人） ・現況報告書 ・社会福祉充実計画等 ＜法 § 59 の 2、規則※39 § 10＞	【社会医療法人及び監査対象の医療法人】 ・貸借対照表 ・損益計算書 ＜法 § 51 の 3、規則 § 33 の 2 の 8＞ 【全ての医療法人※40】 ・計算書類 ・財産目録 ・事業報告書 ・監事の監査報告書 ・公認会計士等の監査報告書等 ＜法 § 52＞	財務情報に関する開示義務の対象書類
＜一般法人法 § 128＞：官報・日刊紙・電子公告等＜一般法人法 § 331＞ ＜法 § 22＞※37：インターネット等 ＜規則 § 72＞	インターネット等 ＜法 § 137＞	インターネット ＜規則※39 § 10＞	＜法 § 51 の 3＞：官報・日刊紙・電子公告＜規則 § 33 の 2 の 9＞ ＜法 § 52＞※40：インターネット等 ＜規則 § 33 の 2 の 12＞	開示方法
内閣府にて、法人情報を一元的に閲覧・利活用できるプラットフォームを整備予定	—	WAM NET にて公表（法人個別の財務諸表を検索可能）	一部都道府県ではウェブサイトにて公表 WAM NET にて公表（集計・分析したデータのみ）	法人以外によるインターネットでの情報公開
—	— （大臣所轄等の場合、中期事業計画の作成義務あり ＜法 § 148＞）	—	—	その他情報開示（目標・業績評価等）

※37 提出を受けた行政庁に公表の義務あり

※38 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）

※39 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）

※40 請求があった場合にのみ、提出された都道府県知事に閲覧供与義務あり

(4) 公共サービス提供組織のガバナンス・コード

① 日本の主なガバナンス・コード

		株式会社	国立大学法人	公立大学法人
名称		コーポレートガバナンス・コード	国立大学法人ガバナンス・コード	公立大学ガバナンス・コード
作成主体		株式会社東京証券取引所	文部科学省、内閣府、一般社団法人国立大学協会	一般社団法人公立大学協会
初版設定日		2015 年 6 月	2020 年 3 月	2023 年 1 月
最終改正日		2021 年 6 月	2024 年 7 月	2024 年 5 月
ガバナンス・コードの構成要素		基本原則 1 株主の権利・平等性の確保 基本原則 2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 基本原則 3 適切な情報開示と透明性の確保 基本原則 4 取締役会等の責務 基本原則 5 株主との対話	基本原則 1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築 基本原則 2 法人の長の責務等 基本原則 3 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備 基本原則 4 社会との連携・協働及び情報の公表	基本原則 1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築 基本原則 2 公立大学の適正な経営の展開 基本原則 3 教育研究の発展 基本原則 4 地域社会への貢献 基本原則 5 持続可能性・多様性のある社会への対応
ガバナンス・コードの遵守	遵守状況の開示	必須（規程で明記）	任意（実質必須※41）	任意
	遵守に関する規定又はガバナンス・コードにおける遵守に関する記載(要旨)	上場内国会社は、別添 1「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第 419 条に規定する報告書において説明するものとする。(有価証券上場規程（東京証券取引所）第 436 条の 3）	・本コードは法的拘束力を有さず、コンプライ・オア・エクスプレインの考え方を基礎とする。 ・各国立大学法人は、本コードへの適合状況について自ら定期的に点検を行い、公表する。 ・公表された報告については、文部科学省において、外部の有識者からなる第三者会議の意見を踏まえ確認する。	・本コードは法令や公立大学法人の定款に優越するものではない。 ・本コードはコンプライ・オア・エクスプレインの考え方を基礎とする。 ・公立大学協会として、各大学に対して本コードへの適合状況の公表を求めたり、本コードをひな型にした個別大学のガバナンス・コードの策定・公表等を求めない。

※41 文部科学省及び一般社団法人国立大学協会のウェブサイトを通じて各大学のガバナンス・コードの遵守状況について公表しているため、実質必須と判断している。

公益法人		学校法人（私立大学のみ）	
公益法人ガバナンス・コード		私立大学ガバナンス・コード	日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード
公益財団法人公益法人協会		一般社団法人日本私立大学連盟	日本私立大学協会
2019 年 9 月		2019 年 6 月	2019 年 3 月
－		2025 年 3 月	2024 年 10 月
原則 1 公益法人の使命と目的 原則 2 誠実性・社会への理解促進 原則 3 公益法人の機関の権限（役割）と運営 原則 4 公益法人の業務執行 原則 5 理事会の有効な運営 原則 6 情報公開・説明責任・透明性 原則 7 リスク管理・個人情報の保護 原則 8 コンプライアンス・公益通報者保護		基本原則「1．自律性の確保」 基本原則「2．公共性の確保」 基本原則「3．信頼性・透明性の確保」 基本原則「4．継続性の確保」	基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営) 基本原則 2 公共性・社会性の確保(社会貢献) 基本原則 3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本) 基本原則 4 透明性・信頼性の確保(情報公開)
任意		任意（会員は実質必須※42）	任意（加盟大学は実質必須※42, 43）
・個々の法人にとって適当でないものについては、各法人において適用する必要はないが、適用しない場合はその理由を説明することが好ましい。 ・本コードの採択は、基本的には各法人の任意であることから、本コードが既存の倫理規程（自主行動基準）の趣旨に合致する場合は、①既存の規程をそのまま生かすことも、②既存の規程を廃止して新たなものとすることも、③既存の規程の改正で賄うことも自由である。		・会員は全ての「基本原則」及び「遵守原則」の遵守を目指すべき。 ・本コードではコンプライ・オア・エクスプレインの原則を採用しており、会員が提示されている方策等以外のものを採用している場合、日本私立大学連盟は当該方策等の内容と遵守状況の報告を受け、報告内容を会員に共有する。 ・会員は、ステークホルダーに対し、本コードの遵守状況を公開する。 ・日本私立大学連盟は、会員全体の遵守状況を公表し、承諾がある場合には会員の遵守状況を公表する。	・加盟大学は、本コードの「基本原則」及び「原則」について、各大学の実情を踏まえて解釈し、自ら「遵守しているか」、「遵守していない場合の理由あるいは今後の対応方針を説明するか」を判断するとともに、各原則の遵守状況を自主的に点検し、結果を各大学のウェブサイトに掲載することで、広く社会へ公表することを基本とする。 ・日本私立大学協会は、各大学から自主的な点検結果を踏まえた「点検結果報告書」の提出を受け、当該大学からの承諾に基づき、自主的な点検結果の公表先 URL を、協会ウェブサイトにおいて公表することを基本とする。

※42 掲載許可のある法人のガバナンス・コードの遵守状況について設定主体である団体のウェブサイトを通じて公表しているため、実質必須と判断している。

※43 遵守状況の開示範囲が、「基本原則」及び「原則」に限定されている。

② 英国の主なガバナンス・コード

		(英国) 株式会社 (Corporate)	(英国) 中央省庁 (central government departments)
名称		UK Corporate Governance Code	Corporate governance in central government departments: code of good practice
作成主体		The Financial Reporting Council Limited	HM Treasury and Cabinet Office
初版設定日		1992 年	2011 年 7 月
最終改正日		2024 年 1 月	2017 年 4 月
ガバナンス・コードの構成要素		1. 取締役会のリーダーシップと会社の目的 (Board leadership and company purpose) 2. 責任の分担 (Division of responsibilities) 3. 構成、継承、評価 (Composition, succession and evaluation) 4. 監査、リスク及び内部統制 (Audit, risk and internal control) 5. 報酬 (Remuneration)	1. 議会への説明責任 (Parliamentary accountability) 2. 理事会 (省庁の意思決定機関) の役割 (Role of the board) 3. 理事会の構成 (Board composition) 4. 理事会の有効性 (Board effectiveness) 5. リスク管理 (Risk management) 6. アームズレングスボディ〔政府外公共機関を指す〕 (Arm’s length bodies)
ガバナンス・コードの遵守	遵守状況の開示	必須	任意
	遵守に関する規定又はガバナンス・コードにおける遵守に関する記載 (要旨)	FCA (Financial Conduct Authority) の上場規則は、原則がどのように適用さ株主が評価できるような形で、原則をどのように適用したかを報告する企業に求めている。報告は、取締役会が会社の目的と戦略をどのように設定し、目的を達成し、取締役会が行った意思決定を通じて成果をどのように達成したかを含め、会社の特定の状況における原則の適用を網羅しなければならない。	本コードはプリンシプルベースである。各省は、業務上の必要性を踏まえ、本コードの原則を適用すべきである。グッドプラクティスの包括的な視点を確保するため、本コード全体を考慮する必要がある。理事会がリーダーシップを発揮することから、本コードは理事会の役割に重点を置いている。グッドガバナンスを他の手段で達成できる場合は、本コードからの逸脱を正当化することができる。本コードから逸脱する理由は、年次会計報告に添付されるガバナンス・ステートメント(3)の中で、明確かつ慎重に説明されなければならない。説明を行うに当たり、各省は、その慣行が特定の規定に関連する原則にいかにか合致しているか、またグッドガバナンスにいかにか寄与しているかを説明することを目指すべきである。財務省及び内閣府が発行したガイダンスでは、原則の適用方法について、各省庁が推奨するアプローチを示している。

(英国) 国民健康サービス (National Health Service)	(英国) 大規模チャリティー (larger charities)※44
Code of governance for NHS provider trusts	Charity Governance Code for larger charities
NHS England	Charity Governance Code Steering Group
2022 年 10 月	2004 年
2023 年 2 月	2020 年
A : 理事会のリーダーシップと目的 (Board leadership and purpose) B : 責任の分担 (Division of responsibilities) C : 構成、継承、評価 (Composition, succession and evaluation) D : 監査、リスク及び内部統制 (Audit, risk and internal control) E : 報酬 (Remuneration)	1. 組織の目的 (Organisational purpose) 2. リーダーシップ (Leadership) 3. 誠実さ (Integrity) 4. 意思決定、リスク、管理 (Decision-making, risk and control) 5. 取締役会の有効性 (Board effectiveness) 6. 平等、多様性、インクルージョン (Equality, diversity and inclusion) 7. 開放性と説明責任 (Openness and accountability)
任意	任意
・本コードでは、NHS と民間セクターのベストプラクティスをまとめている。信託のコーポレート・ガバナンスのための共通の包括的な枠組みを定め、信託が負う法的義務や規制上の義務を補完するものである（これらは本文書を通じて参照される）。 ・「遵守又は説明」の要件を満たすために、各信託は規約の各条項を遵守するか（場合によっては、年次報告書での声明や情報提供、一般市民への情報提供、財団信託の場合はガバナーや会員への情報提供が必要となる）、又は適切な場合には、規約から逸脱した理由をその都度説明しなければならない。 ・我々は、特定の状況において、本コードの特定の条項からの逸脱が正当化される場合があることを認識している。コードを遵守しない理由は、信託の実際の慣行が特定の条項に関連する原則とどのように整合しているかを説明する必要がある。背景を説明し、明確な根拠を示し、リスクに対処し、関連原則への適合を維持するために講じている緩和措置を説明しなければならない。特定のコードからの逸脱が期限付きで意図されている場合、信託はいつそのコードに準拠する予定かを示すべきである。	本コードは、法令上の要求事項ではない。このコードは、チャリティ委員会のガイダンスを参考にしたものであるが、それとは基本的に異なるものである。その代わりに、本コードはグッドガバナンスのための原則と推奨事項を定めており、多くのチャリティにとって本コードは高い目標となろう。これは意図したものである。私たちは、このコードを高い水準に向けて継続的に改善するためのツールとしたいのである。

※44 小規模法人向けのガバナンス・コードは別途存在する。

(5) ニュージーランドにおける規模別会計・開示基準

- i 会計・開示基準の設定経緯
- ニュージーランド（以下「NZ」という。）は、1989年から、政府・非営利部門を含む公益主体（PBE¹：Public Benefit Entities）に発生主義予算・決算を導入した。2002年には、「セクター・ニュートラル」概念に基づく国内唯一の会計基準として NZ IFRS を導入した。セクター・ニュートラルとは、PBE や中小企業も含め、上場企業とともに1本の体系だった会計基準を適用する考え方である。
- しかし、EU やオーストラリア等、IFRS 採用国の増加に伴い、NZ IFRS の適用対象は資本市場で資金調達する営利企業（上場企業）に限定されるべきとの認識がNZ 国内でも広まってきた。主な理由は、資本市場を利用しない中小企業等に NZ IFRS に準拠した一般目的財務報告の作成を求めるコストが問題視されたことにある。その結果、2007年には3段階のティア別アプローチが採用されるに至った。ただし、この段階では依然セクター・ニュートラルは維持されていた。
- その後、IASB（国際会計基準審議会）では資本市場の投資家ニーズに焦点を当てる傾向が強まった反面、ASRB（当時のNZ 会計基準設定主体）に対し、特に公益主体（PBE）側から強い不満のコメントが寄せられた。そして、2008年以降、ASRB 内で従来の①単一基準アプローチ（すなわち、セクター・ニュートラル）を継続するか、②複数基準アプローチに転換するかという選択肢に関する議論が続けられた。議論の結果、2011年の財務報告法（Financial Reporting Act 1993）の改正を経て、NZ の会計基準は従来のセクター・ニュートラルから転換し、2015年公表の会計基準フレームワーク²により、①営利主体（for-profit）と、②非営利（not-for-profit）及び公的部門（public sector）から構成される公益主体という二部門のマルチ・セクター並びに4分類を上限とする規模別のマルチ・ティア・アプローチの複数会計基準制度に移行した³。
- ①営利主体向け会計基準は国際財務報告基準（IFRS）をベースとする。②PBE については、同時期に IPSASB において概念フレームワークが公表されたことを機に、IPSAS をベースとした PBE 基準が開発されることになった。いずれも NZ に固有の修正が加えられている。

【参考】公益主体（PBE：Public Benefit Entity）について

NZ では、PBE に該当する場合、国際公会計基準（IPSAS）をベースとした会計基準が適用される。

PBE は、XRB 基準 A1 項において「地域社会又は社会的便益のための財・サービスの提供を主目的とし、資本保有者（equity holders）への財務的見返りのためではなく、その主目的を支援する目的で資本が提供された報告主体」と定義されている（XRB Standard A1 Appendix A para.4 等）。

- ii 会計・開示基準フレームワーク⁴
- ① セクター構造⁵
- まず、営利主体と PBE に大別される。上記【参考】に記載の PBE に該当しない全ての会計主体が営利主体である。
- 政府部門 PBE は、PBE 基準による財務報告及び会計検査院による財務諸表監査が義務付けられる「公的主体（public entity）」⁶と全ての議会事務局と定義されている。そして、政府部門 PBE 以外の PBE が非営利主体（not-for-profit entity）とされる。
- ② ティア別構造⁷
- ・営利主体の場合
- ティア1基準：NZ IFRS
- (a) 公的アカウンタビリティ（public accountability）を負う会計主体であること。
- 公的アカウンタビリティとは、IFRS の中小企業向け基準⁸と同様、その会計主体の発行する債務証券又は株券が取引所又は店頭市場で取引される場合にその会計主体が負う。
- (b) 規模要件：PL 上の総費用が 3,000 万 NZ ドル超。
- ティア2基準：NZ IFRS RDR（Reduced Disclosure Requirement, 軽減された開示要件）
- (a) 公的アカウンタビリティを負わないこと。
- (b) 規模要件：PL 上の総費用が 3,000 万 NZ ドル以下。
- ・PBE の場合
- ティア1基準：IPSAS をベースとした PBE Standard
- (a) 公的アカウンタビリティを負う会計主体であること。
- (b) 規模要件：PL 上の総費用が 3,300 万 NZ ドル超。
- ティア2基準：IPSAS をベースとした PBE Standard RDR
- (a) 公的アカウンタビリティを負わないこと。
- (b) 規模要件：PL 上の総費用が 500 万 NZ ドル超、3,300 万 NZ ドル以下。
- ティア3基準：PBE SFR（Simple Format Reporting), Accrual Basis
- (a) 公的アカウンタビリティを負わないこと。
- (b) 規模要件：PL 上の総費用が 500 万 NZ ドル以下。
- ティア4基準：PBE SFR-C（PS/NFP）Non-GAAP, Cash basis
- 法的に認められた PBE のみが現金主義のティア4基準を適用できる。

¹ PBE については、【参考】を参照のこと。

² XRB（2024），“New Zealand Accounting Standards Framework”

³ 「セクター・ニュートラル基準」から「マルチ・セクター、マルチ・ティア基準」への移行の経緯については、XRB（2012），“Proposals for the New Zealand Accounting Standards Framework”において詳説されている。

⁴ XRB（2024）, New Zealand Accounting Standards Framework

⁵ XRB（2022b）, EG A1: Guide to Application of the Accounting Standards Framework

⁶ 2001年公監査法（Public Audit Act 2001）第5条(1)

⁷ XRB（2024）, Standard A1: Application of the Accounting Standards Framework

⁸ International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities（IFRS for SMEs）, para. 1.3

<NZ のティア別会計・開示基準フレームワーク>

	営利主体 (For-Profit Entities)		公益主体 (Public Benefit Entities)	
	組織	会計・開示基準	組織	会計・開示基準
ティア 1	公的アカウント ビリティを負う 組織又は費用総 額 3,000 万ドル 超	NZ IFRS	公的アカウント ビリティを負う 組織又は費用総 額 3,300 万ドル 超	PBE 基準
ティア 2	公的アカウント ビリティを負わ ない 費用総額 3,000 万ドル以下	NZ IFRS RDR (Reduced Disclosure Regime, 開示を 一部省略したも の)	公的アカウント ビリティを負わ ず、費用総額 3,300 万ドル以 下かつ 500 万ド ル超	PBE 基準 RDR
ティア 3	ティア 1 又は 2 に該当しない 営利主体		公的説明責任を 有さず、費用総 額が 500 万ドル 以下	PBE 基準を簡素化 した報告基準（発 生主義）
ティア 4			法律により現金 主義による開示 が認められてい る組織	PBE 基準を簡素化 した報告基準（現 金主義）

（出典）XRB（2024），“New Zealand Accounting Standards Framework”を和訳

以 上